

令和7年第3回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和7年 9月 2日
本日の会議 令和7年 9月 3日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

| | | |
|----------------|---------------|------------------|
| 1番 下 町 純 子 議員 | 2番 堀 真 議員 | 3番 藤 田 明 美 議員 |
| 4番 岡 田 義 晴 議員 | 5番 八 木 亮 三 議員 | 6番 松 林 敏 議員 |
| 7番 西 田 健 議員 | 8番 浦 川 圭 一 議員 | 9番 中 村 美 穂 議員 |
| 10番 安 部 都 議員 | 11番 金 子 恵 議員 | 12番 山 口 憲 一 郎 議員 |
| 13番 堤 理 志 議員 | 14番 竹 中 悟 議員 | 15番 西 岡 克 之 議員 |
| 16番 安 藤 克 彦 議員 | | |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 荒 木 秀 一 君 | 議 事 課 長 | 山 口 聰 一 朗 君 |
| 課 長 補 佐 | 江 口 美 和 子 君 | 主 査 | 村 田 潤 哉 君 |

説明のため出席した者

| | | | |
|---------------|-----------|---------------|-------------|
| 町 長 | 吉 田 慎 一 君 | 副 町 長 | 荒 木 重 臣 君 |
| 教 育 長 | 金 崎 良 一 君 | 総 務 部 長 | 青 田 浩 二 君 |
| 建 設 産 業 部 長 | 山 崎 祥 三 君 | 健 康 保 険 部 長 | 山 本 昭 彦 君 |
| 水 道 局 長 | 渡 部 守 史 君 | 会 計 管 理 者 | 田 中 一 之 君 |
| 教 育 次 長 | 荒 木 隆 君 | 企 画 財 政 部 理 事 | 中 村 元 則 君 |
| 住 民 福 祉 部 理 事 | 細 田 愛 二 君 | 教 育 委 員 会 理 事 | 鳥 山 勝 美 君 |
| 総 務 課 長 | 大 山 康 彦 君 | 地 域 安 全 課 長 | 金 子 寛 之 君 |
| 土 木 管 理 課 長 | 藤 崎 隆 行 君 | 都 市 計 画 課 長 | 前 田 将 範 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 永 石 大 祐 君 | 福 祉 課 長 | 川 内 佳 代 子 君 |
| こ ど も 政 策 課 長 | 村 田 佳 美 君 | 上 下 水 道 課 長 | 高 橋 康 輔 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 中 尾 盛 雄 君 | | |

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
散会 16時03分

令和7年第3回長与町議会定例会 議事日程（第2号）

令和7年9月3日 (水)
午前9時30分 開議

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、金子恵議員の①老人福祉センター丸田荘の必要性と今後の方向性について、②潮井崎公園有料化に伴う課題と町民優遇策についての質問を同時に許します。

11番、金子恵議員。

○11番（金子恵議員）

皆さまおはようございます。今定例会1番目の質問者ということで、早速始めたいと思います。今回のテーマは2つです。①老人福祉センター丸田荘の必要性と今後の方向性について。丸田荘については、年間の歳出が2,000万円以上あるのに対し、7年度は、社会福祉協議会も撤退し、使用料収入は240万円程度になると見込まれ、大きな赤字を抱えているのが現状です。さらに数年に1度は必ず修理、修復が必要な箇所が発生しており、そのたびに追加の財政負担が生じています。人口約3万9,000人の町において利用者は年間延べ約2万3,000人という答弁がなされていますが、実利用者数はおよそ90人程度ではないかと聞き及んでいます。ということは、町全体の利用率は極めて低いと言わざるを得ません。公共施設は、住民の福祉向上や交流促進など一定の役割を果たすものですが、費用対効果、利用状況、将来的な維持管理負担を総合的に考えたとき、この施設が町として維持し続けるべき必要性があるのか疑問を抱かざるを得ません。他自治体においても同様の施設を廃止または民間譲渡する事例が見られます。人口減少、財政圧迫が進む中、町民全体の利益を考えた判断が求められます。については、以下の点について町の考えを伺います。（1）本施設の維持にかかる総コストと歳入の推移、修繕費の過去実績および今後の見込みはどうか。（2）利用者数（延べ人数および実人数）の正確な把握方法とその推移についてはどうなっているのか。（3）安全管理面の現状と課題について。特にレジオネラ菌検出事案を踏まえた再発防止策や水質管理体制についての町の見解を伺いたい。（4）公共温泉施設の役割を町はどういうに位置づけているのか。特に利用者の限定性や町全体への波及効果の観点からどう評価しているのか。（5）廃止、民間譲渡、規模縮小などの選択肢について、検討状況および今後の方針はあるのか。（6）一般論として、利用者が限られ財政負担が大きい公共施設を町が維持することのはずについて、町の考え方を伺いたい。以上6点を中心にお伺いをいたします。

次に、②潮井崎公園有料化に伴う課題と町民優遇策について。潮井崎公園は、かつて無料で町民や町外利用者に広く開放され、町民の交流、観光資源として親しまれてきました。しかし数年前、サービス向上と受益者負担の公平性を目的として一律1,100円の利用料が導入されました。有料化以降、町民からはさまざまな意見、要望の声が寄せ

られています。これらは受益者負担を理由に現場の改善、要望が軽視されているとの印象を町民に与えており、町民満足度や施設の魅力低下につながっているのではないかと思われます。今後、町民が誇れる公園として活用を促進するため有料化の目的を再検証し、町民満足度の向上につながる運営改善を求めるため、以下の質問をいたします。（1）有料化時のサービス向上の具体内容と実施結果、（2）利用者意見の収集方法と反映事例、（3）現行運用ルールの柔軟化、時間、場所、区分などの検討状況、（4）町民優遇料金、減免制度の導入可能性、（5）有料化前の条件付き賛成意見の反映状況、（6）搬入路段差解消や日当たり改善など環境整備計画、（7）管理体制の評価と夜間対応強化策、以上7点を中心に再質問の方をよろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります金子議員の質問に、まずはお答えをさせていただきたいと思っております。1番目、丸田荘の必要性と今後の方向性について。1番目1点目が総コストと歳入の推移、修繕費の過去実績および今後の見込みということでございます。総コストは修繕費の増減が影響いたしますが、平成14年度から令和6年度までおおよそ2,300万円から2,500万円までの間で推移をしておるところでございます。また、歳入につきましては、平成29年度の料金改定後、コロナ禍を除きますと700万円から800万円の間を推移をしておるところでございます。続きまして修繕費の実績でございますけれども、令和4年度が118万2,368円、令和5年度が79万9,997円、令和6年度が227万9,420円でございます。令和7年度の主な修繕といたしましては、高圧コンデンサ取り替え、それが46万2,000円、既に実施をしておるところでございます。また、今後の見込みといたしましては、大きなところではエレベーターが耐用年数を迎えることから改修工事が必要となつておるところでございます。2点目でございます。利用者数の正確な把握方法とその推移についてのお尋ねでございました。延べ人数につきましては、利用者が入口におきまして料金を支払われる際にカウントをし、人数の把握を行っておるところでございまして、コロナ禍以前と比べますと減少はしておるところでございます。実人数につきましては、正確な把握は行っておりませんが、現在利用者向けに高齢者福祉施設等に関するアンケートを実施をしておりまして、記名をお願いしておりますので、今後は実人数の把握ができるものと考えております。3番目のレジオネラ菌検出の再発防止や水質管理体制についてのお尋ねでございました。今年3月にレジオネラ菌が検出され、清掃マニュアルの見直しを行いまして、作業手順を写真で掲載するなど更新を行ってきたところであります。写真を掲載することで清掃担当者が交代しても分かりやすい、そういう仕様になっております。また、水質管理につきましては、引き続き長崎県公衆浴場法施行細則で示されました水質基準を維持するため、定期的な水質検査を行っておりまして、

今後も利用者のため安心して利用していただけるよう、再発防止に努めてまいりておるところでございます。4番目でございます。公共温泉施設の役割をどのように位置づけているのか。特に利用者の限定性や町全体への波及効果の観点からどう評価しているのかというご質問でございました。長与町老人福祉センター丸田荘設置及び管理に関する条例の中にはですね、老人に健康で明るい生活を営ませるため、長与町老人福祉センター丸田荘を設置するというふうにございます。丸田荘に通うことで利用者同士の交流が生まれ、孤立を防ぎ、入浴することで血行促進やリラックス効果など高齢者の健康維持にもつながっておりますし、高齢者のつどいの場として位置づけておるところでございます。また、現在の丸田荘は平成13年4月に供用を開始されまして、高齢者を中心多くの方々に親しまれ、現在も利用者の皆さまには憩いの場としてご利用いただいていることは、町といたしましても一定の効果を上げてきていたんじゃないかと考えております。5番目、6番目の質問には関連がございますので、併せてお答えいたします。廃止等の検討状況及び今後の方針について。そして、利用者が限られ財政負担が大きい公共施設を維持することの是非、これについてのご質問でございました。上長与地区公民館にございました入浴施設が閉鎖をいたしました。そのために丸田荘は町内唯一の公共入浴施設でございまして、高齢者の方を中心にご利用いただいておるところでございます。今までこの条例の趣旨に基づき施設の運用を行ってまいりましたけれども、施設の老朽化により多額の修繕費などが財政負担となり得ることも事実でございます。このようなことから今後広く町民の皆さまへアンケートを実施し、利用の実態や高齢者の健康増進、社会参加を目的とした施設の在り方を検証する。それとともに町といたしましても、限られた予算をどのように高齢者施策に費やしていくべきか、今後の方向性も判断してまいりたいというふうに考えております。

大きな2番目、潮井崎公園有料化に伴う課題と町民優遇策についてのお尋ねでございまして、1点目が、有料化時のサービス向上の内容と実施結果についてのご質問でございます。潮井崎キャンプ場につきましては、令和5年4月より利用者の方々に使用料のご負担をお願いをしておるところでございます。これは歳出額に対する歳入額の割合が1%以下と著しく低く、適切な維持管理を行うには、受益者負担の観点を取り入れる必要がある。そのような判断をしたためでございます。有料化に際したサービス向上の内容といたしましては、劣化が認められた一部箇所の表土の入れ替え、芝の張り替え、区画までの通路の整備、キャリーカートの導入などを行っております。また、定休日を月曜日から比較的利用者が少ない水曜日に移して、そういう変更もしております。あります。2点目の利用者意見の収集方法と反映事例についてのご質問でございました。令和3年11月から令和4年10月にかけて、施設利用者を対象として施設の利用に関するアンケートを実施しました。205件の回答いただいたわけでございますけれども、施設の設備や利用に関するご意見、ご要望を受け承ったところでございます。その中で予約方法についてのご要望を多く頂いておりました。そのため本年8月より長与公式L

INEを利用したネット予約を新たに開始するようにしております。3点目の現行ルールの柔軟化の検討状況についてのご質問でございます。現在の運用時間につきましては、デイキャンプエリアは、5月から9月までは9時から18時半まで、それ以外の月は9時から16時半までとしておりまして、キャンプエリアにつきましては、12時から翌日11時までのご利用となっておるところであります。区画につきましては、デイキャンプエリアは、潮井崎交流館の前付近に5つの区画、キャンプエリアはその奥の方ですね。そこに9区画設定をおこなっております。運用時間は、近隣のキャンプ場を参考にいたしまして、混雑防止のためチェックイン、チェックアウトの時間が重ならないようになりますので、変更する予定はありませんが、区画数につきましては、利用状況あるいは利用者の意見、管理人の意見などを参考に今後とも検討をしてまいります。4点目の町民優遇料金、減免料金の導入可能性についてのご質問でございます。本キャンプ場の使用料につきましては、近隣自治体の有料キャンプ場などを調査した上で、設定をいたしております。比較的安価な使用料であることや本施設が交流人口の拡大に寄与することから、現在のところ町民と町民以外で使用料に差をつけることは考えておりませんが、今後も引き続き検討はしてまいります。5点目の条件付賛成意見の反映状況についてのお尋ねでございます。長与町潮井崎キャンプ場条例につきましては、令和4年12月定例会の本会議における賛成討論におきましても、サービスの向上を検討し利用者からの声に耳を傾けること。利用しやすくし、必要な施設整備を行うこと。条例の周知を確実に行い、施行後に混乱を生じさせないことなどのご意見、ご要望を付した上で可決をしていただいたところでございます。サービスの向上に関しましては、2点目のご質問への回答にもあるとおり、ネット上での予約が可能になったことで、利便性が大きく向上したと考えております。また、本施設は大村湾南部地域サイクリングルートに近接しております。そのことから無料で利用できるサイクルラック、これを設置をいたしました。そのほか利用者の声を聞くために昨年12月から利用者アンケートを行っておりまして、今後の施設整備につなげてまいりたいと考えております。条例の周知につきましては、広報紙やホームページにおきまして情報発信を行ったほか、土木管理課と潮井崎交流館の窓口に周知文を掲示し、窓口とメールでの予約申請時にも案内を行いましたが、大した混乱は生じていないところでございます。環境整備計画についてのお尋ねでございます。駐車場からキャンプエリアまでの搬入路につきましては、現地を確認の上、荷物の運搬に支障がある箇所につきましては、改善してまいりたいと考えております。キャンプエリアの日当たりにつきましては、斜面地であるため大きな改善は難しいところでありますけれども、可能な範囲で対応をいたしていきたいと思っております。また、キャンプ場の入り口が分かりづらいというご指摘をいただきおりましたので、新たに看板を設置するよう準備を進めています。その他公園側の海岸沿い、ここに雑木がありますのでこれを伐採し、眺望の確保を行いました。今後も利用者の意見をお聞きしながら、必要な環境整備を進めてまいりたいと考えております。7点

目の管理体制の評価と夜間対応強化策についてのご質問でございます。現在、潮井崎キャンプ場の管理は、シルバー人材センターに委託をしております。時間は、5月から9月までは9時から18時半まで、それ以外の月は9時から16時半までとなっております。受付業務はもちろん、清掃、除草、巡回など、幅広い業務も問題なく行っていただいておるところでございます。夜間対応につきましては、費用対効果の観点から管理人を24時間常駐させることは難しいと考えております。現在も利用に当たっての注意事項をチェックイン時に伝えておりますけれども、管理人が不在となる夜間に大声で会話するなどの迷惑行為を行わないよう利用者に周知を徹底いたしておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

それでは1問目の方から再質の方に入っていきたいと思います。まず維持コスト修繕費ということでお尋ねをいたしました。歳入は700万円から800万円っていう答弁でしたけれども、今回のこの答弁は、社会福祉協議会が撤退する前の昨年度の分かというふうに思っております。今年度は、収入はとなると利用料の240万円程度になるのかというふうに思っております。ですね。それに対して支出は、やはり2,000万円を超えており。となると、利用者1人当たりの相当額の町費を投じているということになりますけれども、このことに関してどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

議員がおっしゃられますとおり、今年5月末には社会福祉協議会でありましたデイサービスの方が撤退をされました。そのことによりまして歳出も若干減るかもしれませんけども、そんなに大きく変わらない中、歳入に対しては減少というような傾向になり、さらに歳出超過となる状態になるのではないかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

1度目の答弁の中で修繕費に関しても少し触れていただきましたけれども、過去10年で修復に幾ら投じてきたのかというと、10年間というとちょっと時間を取ってしまいますので、しかし、今後も修繕は避けられないのかなというふうに考えております。この継続的な財政負担というのをどのように考えるか。そちらはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

修繕費につきましては、やはり毎年これだけの定額での支出っていうふうにはなりません。やはり老朽化も伴っておりまして、修繕費が多いときもあればタイルの交換だけとかいうときもございます。今後継続的にどのくらい修繕費がかかるか。経常費用の方ですね。どれくらいかかるかというのも含めまして、検証の方はしていかないといけないと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

答弁の中で10万円単位ぐらいの支出と200万円を超える修繕費の支出があったということでお答えを頂いておりますけれども、収入が減ってなかなか支出は減らないという、つまり構造的な赤字を生んでいる施設だというふうに感じております。ここは、この赤字を町はどこまで容認するのかという話になってくるかと思いますけれども、この政治判断というのはどうお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長

○福祉課長（川内佳代子君）

政治判断というお答えというのは、ちょっと逸れるかもしれませんけれども、先ほど町長の答弁にもあったとおり、丸田荘の今後についてその収支につきましても、現在行っているアンケートもありますが、今までの収入支出ですね。そちらの方の経常費用等の試算をしながら、いろいろと総合的に判断はしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

言葉的にはちょっと政治判断というのはきついのかなと思いましたが、利用者数の実態ということについてお聞きします。延べ人数が以前の多分私が質問したときの答弁の中に、利用者数の延べ人数が2万3,000人ぐらいというふうにお聞きしたかと思います。しかし、実際の利用者数の90人というのもそこに行かれている方にもお聞きしたりとかして、この数字はある程度近いものだというふうに感じています。この実利用者数をアンケートによって把握ができるのではないかという答弁でございましたけれども、この人口3万9,000人で90人しか利用していないとなると、この状況が公平な住民福祉サービス、公共サービスと言えるのかというところに関しては、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

実利用者の数につきましては、答弁にあったとおり正確な把握っていうのは、現在の

ところはしていないところでございます。現在利用者の方にアンケートの方をとっておりまして、その中で記名の方を、任意ではございますが、記名の方をお願いしておりますので、このアンケートが終わりますと、大体の実人数っていうのが上がってくるのではないかと思っております。これを基にどれだけの費用がお一人当たりかかるのかつていうのの算出も含めたところで、こちらの方も検証の方の1つの材料としてさせていただければと思っております。費用面だけを見ますと、今、答弁、お答えをさせていただいているように、費用面だけを見ますと、厳しいところっていうのはあるかと思いますが、今丸田荘に通ってる方々にとっては、丸田荘は生きがいづくりの場とか、孤立を防ぐ場というのは確かなものであると。私も丸田荘に何度も行きまして利用されてる方とお話をさせていただきますけれども、そういうのは事実であるかと思ってます。また、健康づくりの場として利用することによって、回り回って医療費の削減、認知症の予防、あとは孤立を防ぐとか、プラスに働いてる部分っていうのもあるのではないかと思っております。公平な施設かと言われると、全ての人に100%公平っていうことは胸を張っては言えないと思いますが、それぞれ住民の方が使われる施設というのは、それぞれ違うと思っておりますので、この施設が高齢者を中心にご利用いただける施設となっておりまして、その方たちにつきましては、開かれた施設であるとは思っておりますので、一定、価値があるという言葉っていうか、公平というか、一定の成果はあるかと思います。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

確かに利用者の方からするとですね。そういうふうな公平っていうふうに感じているというか、ここが毎日行くと行けば誰かがいるみたいな。確かに私の同級生も回数券を買って行くぐらい楽しんではいるようなんですかでも、そのことと財政負担っていうのは別物だと思っているので、今日はその部分に関してちょっと質問を深めていきたいと思います。次に、安全管理のことについて先にお聞きしますけど、半年前ぐらいにレジオネラ菌が発生したということは、これはその後の対応っていうのは、きちんとなされておりますけれども、やはり重い問題だというふうに思いました。今回清掃マニュアルでしたっけね。徹底しているということですけれども、このマニュアルは作っただけで、だけというふうになっていないかということ。そして、現場で確實に守られているという、それをどう確認するつもりなのか。一応マニュアルは誰でもどこでも作れて貼れるけれども、その確認作業というのが必ずや必要だと思いますが、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

管理マニュアルの方の策定の方を、更新の方をさせていただいております。今年3月に発生いたしましたレジオネラ属菌ですね。そちらの1つの原因として、このぬめりつていうのが原因になっているところもございますので、このマニュアルの中でも浴槽やお湯の吸水口、後シャワーへッドですね。こういうのの掃除の仕方までを写真に撮って、このように掃除してくださいという手順の方を誰が見ても分かるような形で策定をさせていただいております。こちらのマニュアルの中にレジオネラ属菌の抑制をするのに塩素の重点管理っていうのがあるんですが、こちらについてももともと管理票、記録簿というのがございました。私たち管理マニュアルを通して、どのように掃除をしているかっていうのも、定期的に現場に行きまして確認をしているところでございますが、開館日の管理日誌、あとこの重点管理記録簿、こちらの方の閲覧もさせていただいているところです。現実的にどのくらいの塩素濃度があつて、何回充填をして、どのような方が掃除に入ってて、何人お客様がいらっしゃってというようなことの管理簿がございまして、こちらの方の確認もさせていただいているところでございます。安全対策については、今後も住民の皆さんに安心して使っていただくように、今後も更新の方をさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

個人的には第三者のチェックが必要なんではないかというふうに考えておりましたけれども、今は確かにマニュアルができたばっかりで徹底されているというふうにお考えかもしれないんですけど、これが来年、再来年と同じレベルで維持できるかっていうところも、一つ問題かというふうに思います。町民が安心できるようにですね。やはりこの検査結果というのをある程度こう公表する。よくお風呂に行ったら、大衆の浴場みたいなところに行ったら、何か数値が出ている温泉施設とか、数値がこう書いてあるのが、それが何の数値かちょっと分からんんですけども、あるだけで安心するようなきちんと検査をなされているというふうな印象を受けたりもするので、この数値公表というのは重要なんじゃないかと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

すみません、私も記憶というところなので確かなことではないところではあるんですが、水質の検査の結果につきましては、丸田荘の方で掲示をしてたかと思います。ただ、その掲示の期間がどのくらいだったかっていうのは、定かではございませんので、皆さまの目に触れるような形で掲示を水質検査安全でしたよっていうようなところで、掲示の方ですね。させていただこうと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

公共施設の最低条件っていうのは、やはり安全と安心っていうのもやっぱり重要視されないといけないというところだと思いますので、その点はしっかり考えて、丸田荘に私、議員になったばかりの頃に見学に行ったつきり、申し訳ない、行ったことがなかつたので、その数値の公表はしているということで、その点は理解いたしました。では、次に公共的な役割ということで、この丸田荘ですね。先ほど答弁の中でおっしゃられたのは、高齢者の憩いの場だったり健康増進のためだったり、そして交流の場ということで、町長の答弁が大体そういうことだったというふうに思います。しかし、実際に利用しているのは、ごくやっぱりわずかという、その町全体の福祉に資する施設かって問われると、私はそうでもないと思うんですよね。やはりそこにはもうみんなが集いというところになると、この丸田荘じゃなくても温泉は別として、浴場は別としても、他でその機能っていうのは貰えるんじゃないかなという考え方もあるんですね。となると、どうしてもこの丸田荘、赤字を抱えながら継続をしていく。そのままこの運営をしていくっていうのは、やっぱりいったん立ち止まって考えてもいいのではないかと。他に使えることっていくらでもあるじゃないですか、っていうところなんんですけど。そのことに関しての考え方というのは、町の方はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

福祉に資する施設と言えるのかというご質問でございますが、町内にはスポーツ施設とか文化施設とかいろいろな施設がいろいろな地域にございまして、議員が言われるように地域の公民館とか、コミュニティセンターとかでは、いろいろな活動がされている。それぞれさまざまな方が集われてさまざまな活動をされていて、地域の施設には、それぞれ役割があるとは思っております。その中で丸田荘っていうのは、先ほど答弁にもありましたように町内唯一の入浴施設でございます。入浴施設というのの役割というのは、やはり丸田荘だけかなっていうところで考えているところです。ご質問にありました今後はというようなところでございますが、財政、先ほどからも申し上げますとおり財政的なものだけを考えると、赤字というところがあるかと思っております。なのでそちらについては常に念頭に置きながら、事業の方をさせていただいているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

先ほど答弁の最後に、高齢者施策の中で考えていくという町長答弁がありました。確かにその中で精査していくものっていうものもあるでしょうし、ただ、赤字を抱えている

けれども、この人たちがこの施設でやっぱりコミュニティを形成するっていう場所でもあるので、だから今後も運営をしていくことが必要なんじゃないかというふうなお考えだと思うんですけれども。本当に申し訳ないんですけどね、税金というのは、やっぱり町民から納めてもらった税金であるので、やはり公平性っていうのは絶対担保しないといけないというふうに思うんですよ。だからその辺も含めながら。お風呂は唯一のものって言うけれども、他にも民間でされている所が長与町内でも3カ所ほどあります。よくそれをしてると民間の要するに邪魔をするからみたいな。だから行政の方では、できないというお答えを何かのときに言ったりします。でもそれはこの逆で、町がこの温泉施設をしなくても本当にその温泉が良ければ金額的なものはあると思うんですよ。100円で行けるし、回数券買えば11回を1,000円で買えるしって。そういうふうなメリットっていうのは確かにあると思うんですけども、実利用者の推移だと思うんですよ。私が聞いたときは90人ぐらいって言ってたけど、もしかしたらその高齢者の方たちが、いろんなやっぱり体調不良とかでだんだん減ってくる。その時がやっぱり判断のしどころかなって、するときかなというふうに思いますので、そこは最初言われた、最初におっしゃってた高齢者施策の中でっていうのをまずまず期待したいというふうに思います。アンケートを実施して検証していくというふうな答弁だったと思いますけれども、しかし、私は検証ではなくって、ある意味、所管との話し合いもいるでしょう。丸田荘に来られる人たちの実態というのを分かってる人との第三者との話し合いとかそういうものもいると思うんですけど、けれどもやっぱり赤字、利用者の限定、安定性の不安がやっぱり一時的でもあったということ。こういうことを総合的に考えた場合に、この課題を抱えている施設と言わざるを得ないのかなあと思います。この政治的な判断っていうのは重いとおっしゃったんですけど、やはりその施策の中で、政策を検証する中で、確かに判断っていうのは必要になってくると思うんですけども、そこは町長、お答えいただけないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

金子議員の方からすごく正確な指摘を頂いております。ありがたいなというふうに思っております。確かに利便性ですね。条例に掲げてありますように、ご高齢者の方々がそこで癒される空間というのは条例で定めていることと、そして、費用対効果を踏まえた財政の問題というのは大変重要なことだと思います。私もそう思っております。つい最近、最近でもないんですが、上長与地区公民館を閉じました。これもそのような同様な形で閉じたんですね。そして、上長与地区の皆さん方には今まで使った所から、丸田荘を開けていますから丸田荘の方に行っていただきたいというようなことで、上長与地区の温浴施設は閉じたというようなことで、しかし、温浴施設に替わるまた違うものを上長与地区には造って差し上げたということでございます。従いまして、これにつきま

しては、今言われたことも踏まえてですね。今後、莫大な修繕費等々もあるかと思いますので、その辺りを踏まえて、どういう形で財政上、そしてまた多くの方が理解できるような施設に、例えば代替できるものがあるのかどうか。これを踏まえてそれは今後の検討課題と、研究していくかなくちゃいけないことなのかなというのは、私も思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

丸田荘については、ある程度ちょっと質問をさせていただきましたけど、やはり財政面では年間約2,000万円以上の歳出に対して、今年度以降は、収入はわずか200万円ちょっとぐらいになるんじゃないかというふうに考えられるということを実利用自体も3万9,000人に対し、90人程度ではないか。ごくわずかな人数ではないかというふうに言われています。レジオネラ菌の検出があったことは、きちんとした対応をされているということなのでそれは置いといても、やはり公共施設の役割というのは、町民全体の全体の福祉向上ということにやっぱり基はあると思います。丸田荘は赤字ですか、先ほどちょっと繰り返してしまうんですけれども、やっぱり利用の隔たり、安全性への懸念っていうそういうふうな課題を持っているので、そういう施設なので、やはり町全体にとって本当に必要かどうかっていうのは、町民から見れば疑問を抱かざるを得ないというふうに思います。この実態を知ってしまえば。皆さん、丸田荘はあるけれども、赤字を抱えている施設だということまではやはりご存じではないので、そこを知ってしまうと、そこまで赤字を抱えてるんだったら、私は行かんとやっけんがっていうふうになるんですよ、話の中では。だからその必要なものっていうふうになってしまって、やはりそういうふうなことを考えると、判断の時期がそろそろ近づいているのかなというふうに思います。今回は丸田荘について質問をさせていただきましたけれども、先日レジオネラ菌が検出されたということで、町営プールが早々に終了しましたけれども、ここも年間の収入が150万円程度、維持費、維持管理のためが1,500万円ということで、ここも同様の施設なのかなと思います。ここは子どもたちが使ってるからということで、子育て支援の中で一助になってるということで、それで継続をするのか。でも、本当に財政的なことを考えると図書館の建設も迫ってる。あれもしないといけない、これもしないといけないということを考えると、悲しいかな、やっぱり判断っていうのは、重要だと思うので、そこはしっかりと考えいただいて。公平な住民サービスに資するものになっているか、財政負担がそこまで大きくないかというところは条件だと思うので、今後しっかりと考えていただきたいなというふうに思っております。

次に、潮井崎公園の有料化ということで、今回この有料化についての質問っていうのは、私が有料化になった頃から住民の皆さんからいろんなご意見とか、要望とか、頂いたものをやっと何年か越しにまとめて質問をさせていただくことになりました。途中、

同僚議員が質問していただいてたので、それで改善がなされるということで、それはもう本当に喜ばしいことだというふうに思います。この有料化の目的とそのサービスの向上という点でいくと、当時、所管課の説明は使用料をもらわないと運営が厳しいということが、説明の内容だったかというふうに思うんですが、住民の方には議会だよりを通して賛成意見の中にお金を取るんだったら施設をきちんと充実させて、であれば賛成っていうふうな条件付賛成が多かったというふうに思います。その条件付賛成がなんかひとり歩きをして、となると1,100円もらってるのに何で施設は変わらないのっていう話には、それはなりますよね。お金を払ってるんだからもう少し充実した施設にしもらせませんか、という意見があるのは、当然だというふうに思いますけれども、当時そのお金をもらわないと運営が厳しいということで有料化になりました。となると、現在の年間収入は大体幾らぐらいで、うち、施設改善とか、更新に充てられたものっていうのはどの程度か。利用者の還元というんですかね、そういう状況をできれば数字で示していただけるようあれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

藤崎土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

この潮井崎キャンプ場の条例を上程したときの委員会審査時の提案理由におきましては、交流人口の拡大に寄与する施設としての活用を図るために、一体的な施設管理を行う必要がある。また、歳出決算額に対する歳入決算額の割合が1%以下であることから、今後も公園の適切な維持管理を行うには、受益者負担の観点から使用者から使用料を徴収しその財源の一部とする必要がある。こういうご説明はしておりますけれども、なかなかそのことを十分にお伝えできなかつたということに関しては、反省すべきことかなというふうに考えております。年間の使用料に関しましては、約70万円ほどの収入が毎年あっております。実際そのどれだけ、使用料をそのままいろんな設備に充てたっていうことではないんですけども、まず表土の入り替えや通路の整備などの舗装工事に45万円ほどですね。それから芝の張り替えに37万円ほど、キャリーカートの導入については9,900円、サイクルラックの設置に27万5,000円、これほどの支出をしております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

収入がやっぱり運営維持ということにとどまるというのは、有料化になってこうお金を利用者は払っているので、やはりそこは料金を払う価値がないなっていうか、何で料金を払わないといけないのっていうふうに感じるのは、当然ではないかなというふうに感じました。これまでさまざまな町への直接のメールだったりとか、SNSなんかでもこの潮井崎に関して確かに風光明媚で、もうすごく使いやすい施設だったっていうたく

さんの投稿があるのに対し、やっぱりこういう問題を抱えているんじやないか。ここはこういうふうにすべきじゃないかという、もう本当は意見もあるかと思います。この少數の意見かもしれないけれども、こういうふうな意見要望に対して、どのように対応をしているのか。具体的な事例があれば、お示ししてください。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

この有料化になる前に利用者に対してアンケートをとっています。この中では205件の回答がありまして、設備について何か要望がありますかっていうところで、特になしというのが55%ありました。利用について何か要望がありますかっていうところでも、特になしというのが64%ございましたので、ある程度満足をしていただいているのかなと思っております。その中で、自由記述による要望の中で、これは33件いただいてるんですけども、予約方法に関する要望、それから薪を置いて欲しいというような要望が多くございました。その後ですね。有料化の後にも利用者に対してアンケートを実施をしておるんですけども、こちらは件数を22件の回収をしておりまして、利用した感想につきましては、満足という回答が13件、やや満足という回答が8件ということで、ほぼ、あと1件、無回答が1件あったんですけども、ほぼ全部ですね、満足、やや満足という回答でしたので、この潮井崎キャンプ場については、満足をしていただいているのかなというふうに思っております。この記載の意見の中にも薪の販売や予約方法の改善というものがございましたので、予約方法の改善につきましては、先ほど町長の答弁にもあったとおりですね、ネット予約をこの8月から開始をしております。このネット予約の状況ですけれども、8月の1カ月間で35件の予約を頂いておりますので、利便性の向上にはなってるのかなと思っております。あと薪の販売についてはですね、当時、場所の問題でなかなか難しいのではないかということだったんですけども、ここについては、また再検討をしております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

寄せられた意見要望に関しては、そのような対応ということで理解をいたします。次に運用ルールの柔軟化ということで、お話を聞いたのは、デイサイトと宿泊サイトが厳格にパシって分かれてるんですけども、予約をしたときに、例えば宿泊でもデイサイトの方がやはりトイレに近かったり利便性がいいので、そちらの方を使わせてもらえないんだろうかという要望を聞きましたけれども、このサイトを、2つのサイトを厳格に分けるその理由というのが何なのかなってちょっとと思うんですけども、利用者の方の利便性を考えて柔軟に対応するということは難しいんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

デイキャンプのエリアとキャンプエリア、こちらを分けている理由としましては、運用時間が違うというのが大きくございます。やはりデイキャンプのエリアについては、潮井崎交流館が開いてる時間の利用、キャンプにつきましては、12時から翌日の11時までのご利用ということですので、その関係で分けております。エリア分けにつきましては、潮井崎交流館の前付近を管理人の目の届くバーベキューのエリア、デイキャンプのエリアとしまして、奥の方が落ちついた雰囲気を楽しむということで、キャンプのエリアとしております。その利用者の方が、確かにデイキャンプの利用者がいないからキャンプをしてるけれども向こうのエリアを使いたいんだよねっていう、そういうご要望が少数でありますけど承ったという管理人の話もありますけれども、なかなか管理人が4人の交代制で常時おるのは1人ということで、管理人の裁量ということになるとですね。なかなかこの管理人だったらいいんだけど、この管理人だったらダメだったというような、そういう判断が分かれる可能性もございますので、これがトラブルのもとなるということも考えますと、例外をつくらないようにということで運用をしております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

分かるんですよ。本当管理とかそういうこともありますので、火を使うバーベキューであれば管理人の目の届くところっていうのもよく分かります。ただ、宿泊キャンプをソロで来られている方っていうのは、やはりデーの方の場所の方が何かと便利なので、使ってないんだから使わせてもらえないんだろうかっていう、そういうふうな柔軟性がないのかなっていうところでのご意見だったので、そこも含めて厳しいことだとは思いますけれども、住民の要望ということで一応検討をしていただければというふうに感じます。あと町外利用者と町内の、私たち町民が使うその金額っていうのが1,100円、同じだということ。近隣には、町内町外できちんと料金を分けているっていうところもやはりありますので、利用する長与の町民の方からすると、わずかばかりでもやっぱり少し優遇策があってもいいんじゃないかということで、ちょっと調べたところやはり回数券があったりとか、そういう所もあるようですので、そういう財政的なものがあって全然赤字の施設なので、ここで回数券で10回分安くで売るようにならうかっていうのは、甚だちょっとおかしい話なんですけれども、何かの形での町民の優遇策というのはあってよろしいんじゃないかというふうに思いますが、その点でちょっと検討されたことはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

有料化の前に近隣の8カ所ほど調査をして、この使用料っていうのも決めております。改めて、今回またその8カ所の料金でありますとか、減免の状況ですね、等についてちょっと調査をいたしました。キャンプ場によってさまざまな料金体系っていうのがございますので、1人当たり幾らの入場料を取っているところとかございましたので、一応その比較がなかなか難しいところではございますけれども、過去の実績から大体キャンプについては、大体4名程度の団体が多い。平均したら4名程度。デイキャンプについては、1団体12名程度の平均すると12名程度の利用が多うございましたので、そちらキャンプ4名、デイキャンプを12名と仮定して料金の比較を行いました。キャンプについては、潮井崎を含めた9つのキャンプ場のうち3番目に安くなっています。デイキャンプについては、9つのうち2番目に安いということで安価な設定にしているということでございます。減免の状況につきましては、キャンプのキャンプ場のうち8個のキャンプ場のうち2カ所が減免をしておりました。デイキャンプについては、8カ所のうち1つもございませんでした。以上の調査結果からですね、安価であることやデイキャンプについては減免してる施設もございませんので、今のところ減免をするということは考へてはおりません。あと実務的な問題としまして、住所の確認というのがなかなか難しいということがございます。申請者ののみの住所で判断していいのかとか、団体の半数以上が長与町民だったら減免しますよとなると、その団体全員の住所を把握しないといけないとかですね。そういうこともございますので、今のところは減免については考へてないといった状況です。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

1,100円は、近隣の中では安いという、今おっしゃっておられますけれども、安くないとだめでしょう、施設が充実していないんだから。よそと比べたら。そんな施設が何かこうバンガローがあるとか、何があるとか、そこまで充実した施設であれば、有料化、例えば1,100円でも、もっと出してもいいからここを使いたいっていう場所もきっとあるかもしれないんですよ。だから一概にその1,100円が近隣と比べて安いからっていうことにはならないのかなというふうに思います。冒頭言ってましたけれども、今回このお金を払うから充実して当然なんだという住民の皆さんとの、ある意味、こちらの発信の仕方も下手だったんでしょうけれども、議会答弁が議会での賛成討論が、施設充実が前提というふうな感じでの賛成討論の内容だったので、そこがひとり歩きをして、ちゃんとすると言ってたじゃないですか、みたいなことになって、今の状況で不満もある人も出てるのかなというのが今回改めて調べてよく分かりました。今後のやはり、何ていうかな、議会でのこの答弁、答弁、でも一応賛成をしたので、その答弁の中身をある程度やっぱり反映させていただかないと、賛成の討論を投じる意味がなかったのかなと

思う。もう議員としては思うんですね。その辺で議会答弁の中のことをやっぱりこういうふうにしましたっていうのが、何かあれば。当時、条件付きで賛成するけれどもここは充実してくださいねっていうのがあれば、お答えください。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

令和4年の12月議会において、さまざまご意見を頂戴いたしております。頂いたご意見につきましては、非常に重く受け止めております。そのご意見を要約しますと、利用者の意見に耳を傾けサービスの向上を行い、魅力あるキャンプ場にしてほしいということであるというふうに認識をしております。有料化以降ですね。町長の答弁にあつたとおり、できる範囲でできる限りですね、サービスの向上には努めてきたところではございますけれども、所管といたしましても今後も頂いたご意見を踏まえまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

何かちょっと質問が後先になるような感じなんですが、この潮井崎公園の管理体制ということで、夜間の利用者が管理人がいないときに来て、来る前に帰るみたいな。そういうふうな話も聞いています。役場の方にはそういう苦情が来ていないということですけれども、苦情が来ていないから問題がないんではなく、利用してるからこそ気づくことがあるということで、その部分のやっぱり管理体制というのを、いや考えていく必要もあるのじゃないかという、いろんな問題点がだからあるっていうことですよね。ルールの周知をきちんとするとということと、緊急連絡先の明示、こういうもの。例えばそれが役場なのかどうか、役場なら守衛に来るのか。そういう方法もあるでしょう。防犯灯や防犯カメラの設置ということも考えられると思います。そういうところでの管理体制というのの強化というのは、どうお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

その苦情が来てないから問題がないというふうには考えてはおりません。ただ、その実態を夜間に無断で侵入して、そのまま管理人が来る前に帰られると。そういう場合は、なかなか実態を把握するっていうのが難しいという状況でございます。ですので、利用者のアンケートであったりとか、管理人や利用者に聞き取るなどをして、状況を把握はしていきたいと思っております。また、管理人をまた24時間常駐させることとか、監視カメラを設置するなど、そういうことはなかなか費用対効果を考えると難しいと思っておりますんで、今の時点で何らかの対応っていうのは難しいんですけども、使用

料を払わずに使用するということは、問題というふうに考えておりますので、無断使用を把握した場合には、その時点で、できる限りの対応をとらないといけないなとは思っております。有料施設であり、その無断使用をしないでくださいっていう、その明示がなかなかされてないこともありますので、そういうような看板は、今後、設置をしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

確かにカメラを設置するにもいろんな条件があるので、そういうことも厳しい、財政的にも厳しいということですけれども、この潮井崎公園の利用者のための管理、そういうものも含めて検討をこれからもお願いしたいと思います。質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、岡田義晴議員の①本町の上下水道の整備について、②地域防災の取り組みについての質問を同時に許します。

4番、岡田義晴議員。

○4番（岡田義晴議員）

本日2人目の質問者となります。よろしくお願いします。今回私から大枠2つの質問をいたします。1つ目、本町の上下水道の整備についてでございます。昭和35年に始まる本町の上水道事業も今年で65年目を迎え、また下水道事業も昭和48年から開始され半世紀を過ぎております。当時の水道事業を担ってこられた全ての関係者の皆さまのたゆまぬ努力のおかげをもちまして、今日まで安心安全な水の供給がなされ、またその適切な処理がなされてきたことにまずもって心より感謝を申し上げます。さて、その長きにわたる水道事業がゆえに、来る法定耐用年数が迫りつつある水道管、また中には既に法定耐用年数を超している水道管と施設設備を含めた老朽化、更新需要への対応、そして耐震化への対応が急務の課題となっております。その取り組みとして本町第10次総合計画の中の基本目標5に上下水道の整備の具体的な取り組みを掲げております。それらの取り組みを上下水道に分けて、以下の4項目ごとにその進捗状況を伺います。

（1）上水道の整備について、（イ）安全な水の安定供給（ロ）経営基盤の強化（ハ）将来を見据えた水道施設の整備（ニ）広域的な連携の推進。（2）下水道の整備について、（イ）下水道施設の整備（ロ）経営基盤の強化（ハ）下水道施設の長寿命化への対応（ニ）下水道資源の有効利用でございます。

次に2つ目の質問、地域防災の取り組みについて。昭和57年7月の長崎大水害から43年が過ぎようとしております。長与町を含む長崎県全域で集中豪雨が発生をいたしました。当時、長与町役場では1時間に187ミリという日本観測史上最大の雨量を記録しました。この豪雨により土石流や山崩れが多発をし、国道34号線が寸断されるなど長崎県全体で甚大な被害が発生しました。県内の死者、行方不明者は299名、住宅被害は3万9,755戸に及びました。長与町は平成29年3月に長崎県より津波災害警戒区域に指定をされています。また長崎県の防災減災対策の取り組みを受け、長与町においてもハザードマップの作成や防災訓練の実施などさまざまな取り組みが行われています。そこで、それらの取り組みについて次の質問をいたします。（1）本町の土砂災害のリスクについて伺う。（2）本町の防災対策の現状と課題について伺う。（3）本町の防災予算と防災設備状況について伺う。（4）長与町と株式会社ゼンリンが締結をした災害時における地図製品等の供給等に関する協定について伺う。（5）長与町と三宝商事株式会社が締結をした災害時における施設利用及び物資供給に関する協定について伺う。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは岡田議員のまず大きな1番、上下水道の整備についてということで、1点目の（イ）が安全な水の安定供給についてというご質問でございました。安全な水を安定供給するため、水源の特徴、水質的課題および安全性や効率性について総合的に検討いたしました水質検査計画を毎年度定め、その結果を適切に評価、公表することで、町民の皆さんに安心してご利用いただけるよう現在務めておるところでございます。また令和7年3月には、適切な管理や技術力の維持、向上を図るため、浄水場等の管理の過程におきまして発生し得る全ての危害を分析し、その管理措置や対応方法を検討した水安全計画、こういったものも策定をしておりまして、より安心で安全な水の供給ができるようまい進をしているところでございます。次に（ロ）の経営基盤の強化についてのご質問でございます。経営基盤の強化につきましては、施設効率や経営健全性を評価するための指標でございます有収率を数値目標に掲げておりまして、水道事業経営戦略を踏まえた計画的な財政運営に努めておるところでございます。進捗状況でございます。令和7年3月に改訂いたしました水道事業経営戦略、こういったものを基に将来にわたり水道サービスを持続可能とするため長与町水道料金等審議会を設置をいたしまして、学識経験者や公共的団体の関係者など、さまざまな立場からの知見を頂きながら、水道料金の適正化を図るよう慎重に進めているところでございます。（ハ）の将来を見据えた水道施設の設備についてのご質問でございます。水道施設の整備につきましては、管路全体耐震適合率を数値目標に掲げまして、老朽施設の計画的な更新を行うとともに、ダウンサイジングに配慮した合理的な施設の構築に努めておるところでございます。進捗

状況といたしましては、令和6年度の実績におきまして数値目標を達成をいたしまして、本年度からは令和7年3月に策定をいたしました水道管路更新計画、これを基に、引き続き漏水状況や重要度などを勘案をしながら、計画的に更新を実施することで、耐震性を有する強靭な水道施設の構築を着実に進めているところでございます。（二）の広域的な連携の推進という質問でございます。この広域連携につきましては、事業運営に必要な人材の確保や施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とすることから、施設の共同化と業務の共同化について検討をしてきたところでございます。施設の共同化につきましては、令和5年7月に長崎市・長与町新浄水場共同整備事業の実施に関する基本合意書を締結をいたしまして、事業方式を民間ノウハウの導入による建設費および建設維持管理費の削減効果が期待されるところのD B O方式というのを採用したところでございます。現在は事業者選定を進めている状況でございます。次に業務の共同化につきましては、長崎県が作成しておりますところの長崎県水道広域化推進プランというのがございます。このプランに基づきまして、長崎市、西海市および時津町と薬品などの共同調達、また事務の共同化、こういったものについて協議を重ねている状況でございます。次に下水道の整備について。（イ）の下水道施設の整備についてのお尋ねでございます。下水道施設の整備につきましては、長崎県が策定しておりますところの大村湾流域別下水道整備総合計画、この計画に基づきまして、浄化センターの高度処理施設の整備を数値目標に掲げておりますとおり、大村湾の水質保全に努めておるところでございます。進捗状況でございますけれども、令和3年度までに全6系列のうち3系列、この3系列の整備が完了している状況でございますけれども、残りの3系列につきましてはストックマネジメント計画を鑑みた上で、計画期間でありますところの令和22年度までに整備を行う予定でございます。（ロ）の経営基盤の強化についてのお尋ねでございます。経営基盤の強化につきましては、持続可能で効率的な下水道事業を展開するために、下水道事業経営戦略というのを令和6年1月に改訂いたしまして、健全な財政運営に努めるとともに、包括的民間委託による浄化センター等の運転維持管理の効率化を進め、施設管理の広域化、また事務等の共同化につきましても、長崎県を中心に検討を進めているところでございます。（ハ）の下水道施設の長寿命化等への対応についてのご質問でございます。施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメント計画を令和7年3月に改訂をしておりまして、適切な維持管理および改築更新によりますところの施設機能の保全に努めているところでございます。（二）の下水道資源の有効利用ということでございます。下水汚泥や処理水などの下水道資源は、資源、エネルギー問題や地球環境問題の解決への貢献が期待をされております。有効利用に関する調査、研究を進めてまいっております。この結果、下水汚泥につきましては、焼却処理後に建設用資材としてリサイクルを行ってまいりましたけれども、今年度からは約2割に当たる下水汚泥の肥料化というのを新たに開始している状況でございます。

大きな2番目、地域防災の取り組みについてということで、1点目が本町の土砂災害

のリスクについてのお尋ねでございます。土砂災害のリスクにつきましては、降雨量が増加する梅雨や台風の時期に長崎県より指定される土砂災害警戒区域および特別警戒区域におきまして、崖崩れ等の土砂災害のリスクが高まるものと認識をしております。また、これらのリスクに備えるためには、ハザードマップ等により危険個所をはじめとして、避難経路、避難所等を事前に把握いただくことが重要であると考えておりますので、分かりやすいハザードマップの作成および周知に努め、防災意識の向上を図ってまいりたい、このように考えております。2点目でございます。本町の防災対策の現状と課題ということでございます。本町では、消防団による災害時の応急活動をはじめ、町内の自主防災組織における防災訓練等の活動や、有事の際に物資提供等につきましてご協力を頂く企業等との災害支援協定を締結するなど、地域の方々との連携を図りながら、防災力の向上に務めているところでございます。また住民に対しまして、防災について関心を持っていただくように広報紙やホームページによる防災特集の掲載、あるいはハザードマップの配布、長与町公式LINE、こういったものを活用した防災情報の提供などをを行う、それとともに要請があった場合には、防災訓練の支援や職員による防災講話をを行うなど、啓発活動にも努めているところでございます。課題といたしましては、避難所環境の改善、備蓄品の確保、住民への情報伝達手段の確保に加えまして、住民の防災意識の向上を図ることが重要であると考えておりますので、国等の補助金を活用しながら今後とも必要な整備を行うとともに、住民への情報発信にさらに努めてまいりたいと考えております。3点目の本町の防災予算と防災設備の状況でございます。予算につきましては、自主防災組織への運営補助や防災行政無線のメンテナンス費用等の経費が主なものとなっておりまして、加えまして、ハザードマップの更新に係る経費の防災に関する備品、設備の導入等を行う場合には、必要に応じ予算を計上しているところでございます。令和7年度におきましては、令和6年度からの繰り越し分を含め、およそ3,300万円を確保しているところでございます。保有する防災設備につきましては、防災行政無線をはじめとして、避難所用のスポットクーラーや扇風機、ポータブル蓄電池等を保有をしておりまして、今年度におきましては、避難所用の簡易ベッドや簡易トイレ、電気自動車から電力を供給するための外部給電器について、国の補助金を活用し購入をしておるところでございます。今後につきましても、災害対応に必要な設備等につきまして、国等の補助金を活用しながら充実を図ってまいりたいと考えております。4点目の株式会社ゼンリンとの災害時における協定についてのご質問でございました。本協定につきましてはご案内のとおり、本年6月に締結を行っております。内容につきまして申し上げますと、本町にて災害対策本部を設置した際に、最新の住宅地図を提供していただく、それとともに複製利用許諾証を発行していただくもので、災害発生時の初動対応や被害箇所の把握、また復旧、復興時の迅速化が図られるものとして、災害時のことさまざまな場面で活用する予定でございます。また平時におきましても、広域地図や防災部局用の住宅地図をインターネット配信サービスで提供いただくことで、防災訓練等

での活用も可能となることから、防災力向上がさらに図られるものと期待をしているところでございます。5点目の三宝商事株式会社との災害時における協定についてでございます。本協定につきましては、本年7月に締結を行っております。内容につきましては本町におきまして、災害対策本部を設置をした際に、本町からの要請に基づき、同社が運営しておりますまるみつ長与店のこの広大なスペース、これを有する駐車場の一時利用、店舗内トイレの利用をはじめ、飲料水や保存食、携帯用トイレ等の避難生活に必要なさまざまな物資の提供を頂く内容となっておりまして、本町の被災者支援体制の強化につながるものと期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは再質問をさせていただきます。1問目の水については、一応資料として長与町水道事業経営戦略とかこういう資料を持ってきておりますが、そしたら質問いたしますが、1問目ですね、町民からの水道全般に対する信頼というのは大変なことだと思いますけども、その信頼の確保についてはどのように考えておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

町民の皆さまの信頼を確保することについてでございますが、一朝一夕に得られるものではないというふうに考えておりますが、まず蛇口をひねると当たり前のように水道水が出る、そしてその水道水が安全であるということ。また緊急時等有事の際には迅速かつ的確でそして丁寧な対応を取れる体制が取れていること、こういったことが継続して行われることによりまして、町民の皆さまの信頼が頂けるのではないかというふうに考えております。また、今申し上げたことを実現するために総合計画の方で施策、そして目標を掲げまして鋭意努力しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

次、経営基盤の強化についてですが、水道事業の経営状況を示す重要な指標、先ほど町長からありましたように、有収率ですね、これ給水量を全体に対して料金収入に反映した水量がどれぐらいかっていうことで、100を基準にしているわけですけども、本町の数値は一体どれくらいなのか。それから、近隣市町と比較してどうなのかを教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

本町の有収率につきましては、令和5年度決算におきまして90%でございます。また近隣市町と比較してということでございますが、長崎県内の上水道事業の中では一番高い有収率となっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは同じく経営基盤の強化についてもう1つですね、高い有収率と言われておりますが、これには恐らく漏水対策とかメーターの管理っていうのが日常取り組まないかんことかなと思いますが、この本町での取り組みはどんなものでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

有収率の維持につきましてですが、漏水対策が最も重要と考えております。本町では町内全域の漏水調査を日常的に実施しております。そしてその漏水箇所を早期に発見いたしまして、迅速に修理を行うことをここに徹底しているところでございます。また漏水履歴等、情報を更新計画に反映いたしまして、漏水を未然に防ぐ効果的な管路更新となるよう努めているところでございます。次にメーター管理につきましてでございますが、有収率を算出する基礎となる設備でございますので、正確な水量を計測できるよう定期的な交換を実施しております。また毎日の業務におきましても、水道データを確認することで漏水等の維持を察知し、現地にて点検を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

毎日の点検ということでご苦労でございます。有収率の高止まりを維持するためにぜひお願いしたいと思います。次ですね、経営戦略の35ページを基にちょっと質問いたしますけども、将来にわたって水道事業を継続するために、計画期間において事業の経営判断となる経常収支比率を100%以上、短期債務に対する支払能力を示す流動比率を250%以上を確保すると書いてありますが、恐らく調べたところ、多くの自治体が将来的になかなか楽観できない水準の短期の有利子負担の、この利息払いですね、これが非常に大きな問題となっているというふうにお見受けしましたが、本町の状況はいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

本町が借り入れております企業債の金利で一番高いものが2.1%でございまして、比較的金利の低い企業債を借り入れている状況でございます。しかしながら昨年度から利

率については上昇傾向にございまして、これから経営状況を鑑みた上で計画的な借り入れを行うよう考えております。また現時点におきまして、企業債が関係する経営指標の流動比率であったり、企業債残高対給水収益比率ともにですね健全な状況であるというふうに判断しております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

先ほど2.1%ということですが、これ金利上昇局面になつたらどうなさいますか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

はっきりとした回答は難しいのですが、対策といたしまして投資費用であつたり、借入額、そして借入期間ですね、いったものを総合的に調整いたしまして、健全な財政運営に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。経営戦略の36ページのところですが、料金収入のとこですね、この水道法施行規則第12条において、3年から5年ごとの水道料金の見直しというところが書いてあります。本計画は5年ごとに料金改定を見込み、令和9年、2027年ですね、以降経営収支比率を100以上を確保できるように料金改定率を設定していますと、こう書いてあるわけですが、ということはですね、確認ですけども今から2年後令和9年水道料金の改定をするということで受け止めてよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

議員ご認識のとおり、経営戦略におきまして財政シミュレーションを行った結果、令和8年度以降は経常収支が赤字となる見込みでございまして、令和9年度中には水道料金の改定が必要であるというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

先般佐世保市は水道料金を値上げする3割、そうすると市民の負担が大きいということ一般財政からの補填ということがありました、これ先の話ということでいいと思います。じゃあ次行きます。経営基盤の強化についてですね、昨年12月に国土交通省が発表した水道カルテっていうのがありますね。グラフで料金回収率と耐震化率を縦横

のグラフにして、その中に赤字グループと黒字グループを書いてるやつですね、私見てびっくりしたんですけども、長与町は黒字のグループに入ってるんですね。ということで黒字だということは、町民から見たら、この表を見たら、別に黒字なら水道料金上げんでもいいんじゃないかっていうふうな理解があるのかなということで、ちょっと考え方があれっとあれっとあれってですね、この辺はどのように説明をされますか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

議員おっしゃるとおり国土交通省が公開しております水道カルテにつきましては、令和4年度末の数値を基に作成しております黒字となっております。また先ほどちょっとご説明いたしましたけれども、令和8年度以降に赤字となる見込みでございます。赤字が続きますと施設の更新に必要な資金が不足いたしまして、更新工事を先送りにする状態となります。そうした場合、安定供給に支障が出てくるといったことになります。またその状態になりまして料金改定ということを考えますと、大幅な値上げが必要ということになってまいりますので、本町といたしましては、財政収支が黒字の段階から将来を見通しまして、適正な水道料金を計画的に設定することで、これまでしっかりと築いてまいりました水道事業を未来に引き継ぎたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは、同じく水道施設の整備についてで、町長答弁の中で重要度と緊急性を勘案しながら計画的に更新を実施することで、耐震性を有する強靭な水道施設の構築というふうにありました。この水道管において耐震性を有する、よく分からぬですが、ちょっと難しいんですが、その管種とかその管の種類ですね、どういう水道管が地震に強いとかっていうことをちょっと分かりやすく説明してください。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

耐震性を有する管種ということでございますが、簡潔に申しますと地震が発生しても水道管の接合部分が離脱しないような構造になっているものでございまして、現在本町が主に使用しておりますダクタイル鉄管のGX形といったものであったり、水道配水用ポリエチレン管というものを使用しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

接合部分が要するに地震のときに外れにくいというところでということで、ダクタイ

ル鉄管、ポリエチレン管ですね。私前々からちょっと質問しようと思ったのがあってですね、例えば私高校の教員で進路指導やってた時に、機械課の生徒かな、北九州の八幡製鐵所、今の日本製鐵の所で鉄道のレールを作ってるっていうことで見に行つたんですよ。水道管は大体5メートルですよね、標準が。で、その鉄道が25メートルらしいんですね。そこ何と世界で1番長い150メートルのレールを作つてると。びっくりしてですね。そうすると工場長いわく150メートルを2本つなげると300メートルで接続部分が1カ所で済むと。これ300メートルを25メートルでつなぐと11カ所溶接が要るわけですね。そうすると工場長いわく11分の1で済むんですよということで発注がものすごいということを聞いてですね、この水道管が5メートルですけど、ちょっとお聞きしますけども、10メートルならその半分の接続で済むとか、私素人考えですけど、そういう水道管というのは今あるんですか。それとも今からそういう流れってのはあるかどうかちょっとお伺いします。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

今議員おっしゃった長尺のものといったものについては特殊な海底送水管とかですね、そういうしたものについては長尺のものが使用されていると認識しております。ただし通常の水道工事につきましては、施工性の問題からどうしても1本当たり4メートル、5メートル、そういうものの水道管を主流と、今後もそれが主流かということで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。ちなみにJR乗つてですね、ガタンガタンガタンというのはそのつなぎ目、25メートルごとの音だなということで、結構いっぱいあるなということで、長い水道管もそうあればなあという感想でございました。次行きます。水道管路更新計画の方の4ページです。更新対象管路の設定において、硬質塩化ビニール管、これを最新優先管材に選定した理由をもう少し詳しく教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

ビニール管を更新を優先した理由についてでございますが、水道管の法定耐用年数は材質にかかわらず40年でございます。ただし、漏水履歴等から判断いたしますと、実際に使用可能年数につきましては材質によって異なってまいります。ビニール管につきましては鉄製の管に比べますと早い段階で破損してしまいますので、優先的に更新するように進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。調べたら配水管の総延長は221.6キロということで、これずっと配水管を直線につなげたら恐らく下関超えて山口県ぐらいまでいく、そういう長さをこれからということで非常に計画性の要るものだなと思っております。次ですね、水道管路更新計画の5ページで質問いたします。これはやめます。すいません。次ですね、水道管路更新計画の同じく5ページで、事業計画の概要のところです。事業期間が令和7年から令和16年、10年間で総事業費が約8億円と書いてますね。更新延長が約10キロとありますが、総事業費の約8億円で10年間の事業というのは、何かですね非常に少ないなあという印象があるんですけども、この辺りはどういうふうなことなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

議員ご指摘のとおり管路更新計画におきまして、計画期間内の事業規模につきまして小さく設定しております。これは令和8年度から令和14年度までは、新浄水場共同整備事業におきまして主要施設の更新に多額の投資を予定しております。このため財政面、そして人材面と考慮いたしまして、水道管の更新につきましては規模が小さいながらも効果的な箇所を選定しているところでございます。しかしながら、有収率と経営指標を注視いたしまして、状況に応じて水道管の更新規模等は調整するように考えているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そうしますと、令和15年度以降ということで、そうすると新浄水場が一段落をするということであつたら、その応分の事業費がこちらの方に戻ってくるっていうか、っていうことで理解よろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

ご認識のとおり、令和15年度からは管路を中心とした更新を進める予定としております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

町長答弁の中にも新浄水場共同整備においては、いわゆるD B Oですね、これを採用すると。民間事業者の有するノウハウを活用しコスト縮減を図るということで、非常にいいかと思います。一方ではですね、やはりデメリットというか、コンソーシアムっていう、共同体、複数でやられるとどうしても、何ていうんですかねいろんな連携とかがうまくいかない場合もあると。これが非常にマイナス面じゃないかと思いながら、これに対しては何か手立てを考えているのかどうかをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

議員ご指摘のとおりですね、デメリットといったしまして各社の担当範囲や責任が曖昧となりやすく、またメンバー間の技術力そして知識および経験などに差がありまして、協力体制が築きにくいといった面がございます。我々といったしましては、定期的な会議等を開催いたしまして、進捗状況を確認いたしまして、連携不足や問題点など早期に発見することで、適時適切な対応を取ってまいりたいというふうなことで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

最後ですね、下水道経営をちょっとお聞きしたいんですが、水道事業と同様に下水道の経営も非常に厳しい状況に向かっているのではないかと思いますが、この点について水道料金については料金改定に向けた審議が始まってるわけですけども、この下水道使用料についてはいかがなものですか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

下水道使用料につきましてですね、下水道事業経営戦略といったものを令和6年1月に改定しております、その財政シミュレーションにおきまして、現在のところ改定の予定はないというふうに判断しております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。昨年4月に水道整備が厚生労働省から国土交通省に移管というか移りました。それで国土交通省は下水道を所管しているということから、上下水道を一体的にこれで担うことができるということですね。そうすると老朽化対策の改善、こういうのが進みやすくなるのかなと私も期待しておりますが、そういうのを期待しながら、一応この質問を終わらせていただきます。

次の質問に移りたいと思います。地域防災の取り組みについてということあります

が、まず1番目の本町の防災対策の現状と課題についてということですが、この防災訓練、それと防災教育の取り組みについて伺います。

○議長（安藤克彦議員）

金子地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

防災訓練、また防災教育の取り組みについてお答えいたします。まずは各自主防災組織におきまして、地震体験や初期消火訓練、炊き出し訓練等の訓練を定期的に実施いたしております、研修や視察等にも参加をいただいているところでございます。また昨年度は長崎県の総合防災訓練が長与町において開催されまして、避難所の設置訓練や炊き出し訓練、水難救助の訓練等を実施しましたところ、多くの方に参加いただいたところでございます。今年度につきましては、長崎県立大学の看護学科の授業の中で、60名ほどの学生の皆さんに対しまして防災講話や避難所運営について町職員による講義を行いまして、避難所内の見学等も実施をしたところでございます。防災訓練また防災教育につきましては重要な取り組みであると考えておりますので、今後も機会を捉えながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そしたらですね、続いて自主防災組織というのがあるわけですが、育成ってのはなかなか難しい面もあるのかなと思いますが、課題について何かありましたらよろしく教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

自主防災組織につきましては、有事の際には地域の避難者への対応など地域住民の方々が連携して活動いただくということで、防災には欠かせない組織の皆さまであると考えております。課題につきましては、コロナ禍においては訓練等の活動ができない時期があった中で、近年は徐々に回数も増えている傾向にございますが、組織によってはいろいろな事情で実施ができていないところもございますので、より多くの組織に訓練や日頃の備えを実施していただくために、町としましても訓練メニューの紹介であったり、また消防団との調整や防災講話などといったものを実施しまして、引き続き支援の方を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それではこの土砂災害、これについては警戒避難体制はどのようにできておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

土砂災害時の警戒態勢でございますけれども、風水害の例でということで、土砂災害に関わりますので風水害という場合の対応ということでご説明しますが、大雨や洪水、暴風等の警報が発令された場合には、災害警戒本部を立ち上げまして、地域安全課また建設産業部それから水道局の職員が役場に待機をいたします。また避難所を開設する必要がある場合には、職員を参集しまして避難所の開設またその運営に当たります。またさらに災害の状況や気象状況に応じて、さらなる対策が必要と判断される場合には、災害対策本部に切り替えまして、災害の規模に応じて各部局ごとに対応に必要な人員の配備を行うという体制を取っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

本町はコミュニティでもやっぱり5ぐらいのコミュニティがあって、それぞれいろんな特質特徴があると思うんですよね。だからそれぞれの地域の特性に踏まえた対応というのが必要じゃないかなと思うんですが、その辺りはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

地域の特性を踏まえた取り組みということでございますけれども、避難の観点からいきますと、やはり地域によっては自力での避難が難しい方、また支援を必要とする方については、やはり地域の方々による共助の支援というものが重要になってくると考えております。そういう中で災害時に避難することが困難な方、また高齢の方や障害をお持ちの方々につきましては、避難行動要支援者個別計画、こちらを作成を進めているところでございまして、支援担当者や避難先の選定、それから連絡体制などを個別に作成をしている状況でございます。このような支援体制を活用しながら、地域防災力の強化につなげたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

確かにこの自助、共助、公助というのは非常にそのすみ分けがどこまでが自助ができるかで、公助がどこまで関わるかということ、大事な視点かと思います。次にもし この停電になった時の停電対策というのはどのようにされておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

停電した際の対策ということでございます。停電をした際の対応につきましては、電力会社においての対応ということになりますので、詳細について町の方で把握するということは難しい状況ですけども、九州電力の方でインターネットによります停電に関する情報提供サイト、またそのアプリがございまして、停電エリアや復旧の見込み情報、こういったものを確認することができるようになっておりますので、役場や避難所においてお問い合わせがあった場合にはそちらをご案内しているところでございます。また町のホームページや広報紙でもこのアプリについてはご案内をしたり、頂いたチラシ等も配布をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

先ほど町長から予算3,300万円という話が出ましたが、ソフト面なんんですけどね、これはですね、具体的にどういうものに使ってるかっていうことが分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

防災に関する予算につきましては、災害対策工事であったりインフラ等のハードの整備を除いた部分でのご説明となりますけれども、令和の6年度からの繰り越し分も含めまして約3,300万円を計上しております。主なものにつきましては、自主防災組織への補助金や組織ごとに設置の消火器の取り替え費用に約460万円、それから防災行政無線に係る保守点検や電気代また修繕等に係る費用が約800万円、これに加えまして今年度は防災倉庫1基の設置と避難所で使用します簡易ベッドこちらを100台、また自動ラップ式トイレといいまして災害時に使用できる簡易的なトイレになりますがこちらを5台、それから電気自動車から電力を供給するための外部給電器というものがございましてそちらを5台、合計で約1,100万円計上しております。それからハザードマップの改訂に係る費用こちらが約660万円を計上しておりまして、国の補助金等も活用しながらこういった整備を進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それではゼンリンとの協定で、この地域防災対策に今後どのような効果があるのかをお示しください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

株式会社ゼンリンとの災害支援協定につきましては本年6月に締結をいたしまして、町長答弁でもありましたとおり住宅地図をはじめさまざまな場面で活用ができるものとして期待をしているところですけれども、やはり災害時に最新の地図が利用できるということで、安否確認や被害箇所の把握、また大規模な災害時には罹災証明の発行など、復旧復興時の迅速な対応につながるものとして効果を見込んでおります。また平常時においても、一部のサービスが使用可能となっておりますので、防災訓練等にも今後活用してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。そして三宝商事、まるみつ長与パチンコ店ですね、との協定で取り決められた具体的な防災グッズっていうのがあると思いますが、数、量をお示しいただいたらありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

三宝商事との協定の内容につきましては、まず備蓄品としまして500ミリリットルの飲料水を2,016本、また保存食が600食、それからプランケットが240枚、携帯用トイレが3,500個、生理用品100個に加えまして、店舗内在庫の菓子類、飲み物またインスタント食品を無償で提供いただくものとなっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

今年7月にNIB、長崎国際テレビ、ひるじげドンという番組で県内の住み心地ランキング防災部門で本町が第1位を獲得いたしました。町としてどのような受け止めをされてるか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

防災部門第1位ということで、その要因につきましては本町の町民アンケートや町民意識調査、こちらの中でも防災については満足度が上位に位置しております、治安がよく、災害が少ないからという理由を記述いただいた方も複数いらっしゃいました。また町民の皆さまの防災意識が高いということも要因の1つではないかなと考えております、例えばですけども各地域で開催されます防災訓練等の際にも家庭でもできる対策であったり、危険箇所などの相談をいただく場面も多くございます。今後も住民の皆さ

まに防災について関心を持っていただけるように、防災に関する取り組みや情報発信というのもも努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

最後、町長にもう一度ちょっと意見を聞きたいんですが、昨年長与町の中学3年生が県内最少年の防災士の資格を取りました。災害時に誰も死なせないまちづくりのを目指すという若者中心の地域防災というすばらしいメッセージを発信して、私も感心だなと思いました。こういう若者が長与町からいっぱい出てくるということを願ってやみませんが、町長のことについての受け止めをお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今お話ありましたようにこの防災士を取ったのは中学生なんですね。中学生で防災士の資格を取るってのはほとんど今までないことだったんですが、これは自分たち仲間同士でいろいろ防災について話し合っている中で、こういったものを取りうるじゃないかという話になったということで、今金子課長が言ったように、そういった意味では非常に長与町の人たちというのは意識が高いんですよ。健康の問題もそうですけど、防災、健康もそうですけど、こういったものに対して、大変意識が高くて私たちがリードしてもらうぐらいに高いということで私は大変関心を持っています。そういったことがいわゆるマスコミに対しても、マスコミもどうしてだろうという形で取材をしてくれるところ、動機につながってきているんじゃないかなということです。従いまして、我々もこれからもこういった防災については町民皆さん方と一緒にになって考えると。そういう意味では消防団もあるし、自主防災組織ありますし、非常に高い能力を持って皆さん方の練習に励んでいただいておりますし、そういったものを今後とも発信をし続けていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

全くそのとおりだと思います。行政と議会と町民が一丸となってこの防災、その他さまざまなものに取り組めるよう期待し質問を終わりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時41分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、八木亮三議員の①リチウムイオン電池による火災を防ぐために、②長与町社会福祉協議会の運営状況についての質問を同時に許します。

5番、八木亮三議員。

○5番（八木亮三議員）

では早速質問に入させていただきます。大きな1番、リチウムイオン電池による火災を防ぐために。近年、リチウムイオン電池の発火が原因と推測されるごみ処理施設や塵芥車の火災が日本各地で相次いでいます。長与・時津環境施設組合に確認しましたところ、クリーンパーク長与および時津クリーンセンターは十分な補償額の保険に加入しており、万一火災で損傷を受けても施設の損害復旧については本町が支出を行う必要はないようですが、施設の稼働が長期間停止した場合には近隣市町にごみの処理を依頼することになると考えられ、これについては保険の補償対象外でありますので相当額の委託費等の追加支出は避けられないと考えられます。また当然ながら、処理施設や塵芥車の火災、消火活動の際には、人的被害の可能性もあります。なおクリーンパーク長与において大事には至っていないものの、過去3年間で4回、リチウムイオン電池が原因と思われる火災が発生しているとのことでした。ごみを出すのは住民ですが、ごみの適切な収集と処理、処分は自治体の責務であり、住民に負担、不便をかける火災事故を絶対に発生させてはなりません。長与・時津環境施設組合は独立した地方公共団体ではありますが、その運営は長与、時津両町の負担金によって行われており、同組合および時津町と協議、協力し、リチウムイオン電池類の確実な回収や処理施設での火災予防を徹底すべきと考え、以下を中心に質問いたします。（1）長崎市は今年7月1日からリチウムイオン電池などの小型充電式電池の拠点回収を開始しています。火災による被害を防ぐために、本町でも発火の恐れのある小型充電式電池類については、重点回収品目と位置づけるなど特例的な措置をとり、確実に回収すべきと考えますが、いかがでしょうか。

（2）リチウムイオン電池は衝撃が加わることで爆発する危険性もあります。時津クリーンセンターでの目視での分別作業において突然の爆発などで被害者が出ないためにも、高磁力選別、風力選別、AIやロボット技術による自動回収設備など、より高度かつ効率的な分別方法の導入を組合に提案してはいかがでしょうか。（3）火災などで施設の稼働が停止し、ごみの受け入れを中止せざるを得なくなった場合、住民および事業者がごみを出せなくなる可能性はあるでしょうか。そのような場合にも平常どおりごみを出せるよう、周辺自治体と協定を締結するなどしておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きな2番、長与町社会福祉協議会の運営状況について。現在本町では社会福祉協議会（以下、社協）の会長に2人続けて教育長を退職した人が就任しており、1人を挟んでさらに1代前も教育長から会長に就任していますが、教育長は教育行政の経験者ではありますが、社会福祉行政に精通しているとは言いがたく、福祉の専門家ではない教育

長が何人も連続して社協の会長に就くことに疑義、不信感を持っている町民もいます。これを踏まえ、社協に年間 6,000 万円を超える運営補助金を支出し、その他にもさまざまな福祉事業を委託している町として、社協の運営、経営が適切かどうか、常に把握しておく必要があると考え、以下を中心に質問いたします。（1）社協の理事は理事会 1 回につき 3,000 円と報酬が限定されている中、理事長に当たる会長だけが週 4 日午前中の勤務だけで月額 20 万円の報酬を受け取っていますが、このポストに社会福祉事業についての専門性もなく、町のさまざまな部局での幅広い実務経験などもない教育長が連続して就任していることは、社協理事会内での互選の結果とはいえ明らかに不自然に思われますが、この人事をどうお考えでしょうか。（2）現教育長は、退任後に社協の理事になる予定があるのでしょうか。（3）社協の内部からも、会長には行政の実務に精通し現職員とパイプがある人物が、また事務局長には社協の中でキャリアを積みその実務、組織、スタッフを把握している社協の職員が就くことが望ましいという声があります。町の福祉事業の円滑な実施のためにも、社協の人事の現状が最適であるか、町として調査を行うべきではないでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは八木亮三議員のご質問にお答えをいたします。大きな 1 番目、リチウムイオン電池による火災防止についてということで、1 番目 1 点目が小型充電式電池類の確実な回収についてというご質問でございます。リチウムイオン電池など充電式電池の回収方法といたしましては、本町では令和元年 8 月に役場窓口での回収を開始しておりまして、令和 2 年 9 月には町内 6 カ所の公共施設窓口での回収を新たに開始いたしまして、他のごみとは区別して回収を行っているところでございます。回収方法につきましては、ごみ収集カレンダー、本町ホームページならびに広報紙への掲載などによりまして周知を行っているところでございますが、ごみの適正処理および安全性確保の観点からも、効果的な周知、啓発と確実な回収の徹底に今後とも進めてまいりたいと考えております。2 点目の環境施設組合への高度かつ効率的な分別方法導入の提案というお尋ねであります。現在、クリーンパーク長与および時津クリーンセンターで受け入れたごみにつきましては、基本的には目視による手選別で分別作業を行っておるところでございます。長与・時津環境施設組合とは構成町である時津町とともに、ごみの収集、運搬、処理などに関する定期的な会議の実施、また日頃から情報交換、共有を密にすることで、ごみ処理の効率化と施設の安定運営化を図っているところでございますので、そのような機会の中で、分別方法に関する安全対策を含め、提案、協議をしてまいりたいと考えております。3 点目でございます。施設の稼働停止に伴うごみ収集停止の可能性と周辺自治体との協定締結についてでございます。火災などによりましてクリーンパーク長与または時津クリーンセンターでのごみの受け入れが不可能となった場合、一時的にごみの収集

ができなくなる可能性はあると想定がされます。受け入れの可否につきましては、受け入れ側でありますところの長与・時津環境施設組合の判断となります。状況によっては長期間に及ぶことも考えられるわけでございます。このような事態が発生した際のごみの受け入れ先といたしましては、周辺自治体または民間業者などが考えられますが、現在本町では災害時以外でのごみの受け入れに関する協定等は締結をしてないところでございます。有事の際にもごみ収集が継続して円滑に実施できるよう長与・時津環境施設組合ならびに関係機関と今後とも協議を進めていく必要があろうかと考えております。

大きな2番目、長与町社会福祉協議会の運営状況について。1点目の長与町社会福祉協議会会长人事についてのお尋ねでございます。社会福祉協議会の会長は、理事会の決議により理事の中から選定されることが、社会福祉協議会定款により定められておりまして、町といたしましては適切な手続きが行われているものと承知をしておるところでございます。2点目の現教育長は退任後に社協の理事になる予定があるのかというお尋ねでございます。現教育長の退任後につきましては、町が関与できる立場ではございませんので、町としての答弁は差し控えさせていただきたいと考えております。3点目の質問でございます。社協の人事の現状が最適であるか調査を行うべきではないかということでございますけれども、町から社会福祉協議会へは補助金の交付や多くの福祉事業を委託をしておりますので、事業の内容や実績等につきましては、必要に応じて、また時々としまして助言や指摘をさせていただいておるところでございます。しかしながら、社会福祉協議会が民間の社会福祉法人であり、人事については定款等にのっとり行われるものと考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。では、大きな1番から再質問に入らせていただきます。ごみ処理施設の消防設備については、時津・長与環境施設組合議会の今年2月の定例会において本町の同僚議員から一般質問がなされておりまして、クリーンセンターもクリーンパークもそれぞれの規模に応じた消火栓や消火器、放水銃が備えてあるということが確認しておりますので、今回は省きたいと思います。ただ、昨年12月に大規模火災でニュースになった茨城県守谷市のごみ処理施設は、消防システムは正常に作動していたにもかかわらず想定を上回る時間燃焼が続いた結果、火災から半年以上たった今も復旧しておらず、ずっとごみ処理を外部に委託していて、復旧には2年以上の期間と数十億円の費用がかかると試算されているそうです。他にも火災があったごみ処理施設報道されてますが、当然法律もあるでしょうし、消防設備は当然備えていたはずだと思われます。それでも、そのような火災が起きております。だからこそまずは原因となる充電池の確実な回収こそが重要と考えて、今回の質問をさせていただいております。消防庁の調査でも、小型充電式電池が原因での廃棄物処理施設および塵芥車の火災は、平成24

年は2件だったものが平成29年で13件、令和元年51件、令和2年100件、10年足らずで2件が100件に増えている。確実に増加傾向があると、この消防庁の調査でも結論づけられておりまして、その原因がほとんどが不適当な廃棄によるもので、対策としては正しい廃棄方法を周知する必要があるのではないかと結論づけております。これらのことから、消火設備を備えていても火災は起り得るということを前提にすることが大事だと考えております。そこで、現在本町では先ほどご答弁にありました役場やふれあいセンターなど7カ所で回収されてますけれども、この小型充電式電池の特徴として、衝撃を与えると発火や爆発する可能性が高まると言われてますが、現在本町が回収箇所で使っている回収ボックスなどは、そのような放り込むことで衝撃が加わったりすることはないんでしょうか。つまり、ボックスの中で火災が発生すれば、当然その回収場所の火災につながるんですが、この辺りの回収方法に心配はないのか、まず伺います。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

充電式の回収方法についてですけれども、まず7カ所では、充電式電池につきましては、直接持ち込んでいただいた方が、専用の缶があるんですけれども、それに入れていただく形ではなくて有人の公共施設での受け取りにしてますので、窓口での受け渡し方式で回収をしております。で、それを受け取った職員が専用の缶に入れて一時保管をするという形になるんですけれども、その専用缶につきましても国から広域認定を受けた業者の方から専用の缶がこちらの方に送ってきまして、その缶で保管をしておりますので、基本的には安全だということで考えていただいて結構かと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。金属製のボックスに住民の方が直接投げ捨てるような形にはならないということですね。そこは安心しましたが、逆に例えば時間外などで直接投げ入れられるような、そういうボックスではないということですよね。千葉県市原市で今年の10月からごみステーションでこの小型充電式電池類を収集するとしておりまして、出し方としては燃えないごみの日にごみ袋と別のビニール袋に入れて他のごみと1メートル離して出すという予定だそうです。捨てる場所が町内現在7カ所に限られていると、ちょっと面倒くさがってちょっと近くに捨てる所がないということで、やはりそういう可燃ごみは不燃ごみと一緒に捨ててしまうことにつながりかねないので、こういう市原市のようにごみステーションなどもう少し近場等で捨てられるように、こういうことは考えられないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まずごみステーションでの回収が始まっている自治体も幾つかあるというのを認識をしておりまして、ただそのステーションの回収方法ですね、先ほど議員からご案内がありましたけれども、捨て方ですね、衝撃に弱かったりとかですね、一部湿気とか濡れたらいいけないよというようなこともあるものですから、ちょっとそこら辺の安全面の観点から、ちょっと今のところステーション回収についてはちょっと、そこら辺をちょっとよく対策を講じてから検討しないといけないかなということは思ってるんですけども、それ以外としましては、今7カ所の公共施設で回収をさせていただいているんですが、他にも有人の公共施設ございますので、もしくはまた公共施設以外の所でも、そういう所での回収場所を増やすというようなことは検討を今進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。今年4月15日に環境省環境再生・資源循環局という所から、市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策についてという通知が出てますが、ここに住民にとって利便性が高い分別収集（ステーション、戸別）を基本として分別回収を行うことと明記されてるんですね。ただ、今おっしゃられたように安全面等で難しい部分もあるということは理解いたします。どこの自治体もやはり頭を抱えていて、こういった問題を解決するための一つとして埼玉県が実証実験を行ったそうで、令和6年10月から7年2月にかけて、埼玉県内合計6市において、複数の民間事業者と連携して、安全な回収とレアメタル抽出による再資源化というのを実験して、その結果を県のホームページで公表されています。それによると、一定量確保することでごみ処理費用不要でレアメタルの回収が可能、専用ボックスを使うことで発火等の問題もなく安全に回収でき、コンビニなどで捨てられることが住民にとって利便性が高いことも分かったというふうに結論が書かれています。この実験で使用された回収ボックスというのが電源を必要とするんですけれども、金属製で中で何らか温度上昇などがあったり、もしくはいっぱいになつたりそういうことになつたら外側のランプで中の状況表示するような仕組みのもののようにでした。今後町内の全てのステーションとまではいかないと思いますが、例えばその地区ごとの防災センターであつたりコンビニであつたり、そういう所に協力していただいて、できれば曜日や時間にかかわらずいつでも捨てられる専用の小型充電式回収ボックスを設置して、レアメタルを抽出する事業者と提携することで費用を一部でも補填というか、回収する、そういう方法も考えられるのかなと思っております。ただこれが最善かどうか、自治体規模によって、実現可能か費用対効果等ちょっとそこまでは調べ切れてないので、こういった他の自治体の先進的な取り組みというのに常にアンテナを張っていただいて、せっかく施設組合は両町合同ですので、スケ

ルメリットがあるんであれば時津町と共同であったり、住民の利便性と安全性の高い回収方法をぜひ模索していただければと思います。（1）はこれで終わりまして、（2）ですが、環境施設組合は形の上では独立した団体ですが、事実上、長与、時津が運営する公共施設ですので、停止すると影響を受けるのは両町の町民ですので、事故がないため、予算の伴うことも含めてぜひ積極的な提案、協議を行っていただきたい。先ほど、定期的な会議等で行って提案するということですが、例えば先ほど申し上げた先進的な取り組みをしている自治体であったり、もしくは先ほど通告で挙げました分別方法ですね、A Iを使ったりですとか、風力を使ったりそういったところをやってる自治体に実際に視察に行ったりですとか、そういうことも含めてやってみてはいかがかなと思うんですが、そういうことも協議、提案はできるということで、念のためよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

私ども町の方としましては、収集して、施設組合の方で受け入れて処理をしていただくという形になるんですけども、やっぱり受け入れ側で選別をする中でも、やっぱり作業員たちの安全面の確保、そういったのも大事になってくるかと思います。そういう中で、議員からいろいろご提案がありました高磁力選別だったり、A Iの選別、風力選別とかいろいろございますけれども、施設組合で行っています選別機がいろいろあるんですが、その選別過程の中でどのような選別方法が効果的、効率的ですね、また費用面も考えないといけないかもしれませんけれども、そこら辺は総合的に判断をさせていただいく形になるのかなと思うんですけれども、町としましても安全対策、やはり処理施設の方が稼働が止まってしまうこちらもやはり困りますので、そういった面では町の方からもいろんな場面で組合とは協議を、提案とか含めまして、させていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、事故、火災を防ぐためにぜひ今各自治体がいろいろ取り組んでると思うので、ぜひ参考にして、提案、協議していただければと思います。最後に（3）ですが、協定についてです。こちらも環境施設組合議会の定例会の2月の一般質問で触れられていたんですが、その時に施設組合の事務局長のご答弁が、今の時点で協定が結べるか不明確な部分があり、今後協議が必要という趣旨でした。ただ、この時からもう既に半年以上経過しているわけで、この半年の間にもニュースだけでも各地のごみ処理施設で小型充電式電池による火災複数発生しています。同様の火災は当然長与、時津でもいつ起きてもおかしくないので、いつまでも協議中ということではなくちょっと困ると思うんですね。言わば災害対策のようなもので、収集できなくなつてごみがステーションに山積み

になるような状況を防ぐ意味で、完全にそういった火災で稼働停止した場合も想定しておくべきだと考えます。他自治体との協定でなくて、民間の処理業者とのあらかじめの提携等でもいいんですが、とにかく稼働が止まって受け入れができなくなって、そういう時に、具体的にもうそうなったらこう動くという想定をしておくべきだと思うんですが、そういう災害対策マニュアル的な想定は一定されてるのか。協定はしていないけどももうそうなったら、もうここにちょっと打診するという自治体もしくは民間、事業者、そういう何か想定がされてるのか。要するに一番町民が心配するのは、そういう火災で収集できなくなった場合にごみが出せなくなるという事態ですが、その心配があるのか、ないのかも含めてですが、ちょっとどうお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

施設組合側の方で受け入れが全くできない状態の場合ですね。収集はできると、ただ持つて行く先がないという場合に、どういった家庭でごみを処理していくのかっていうことについては、現段階では組合側とは協議はまだしていないところです。で、そういった場合にはどういったことを想定してるかということにつきましても、具体的にこういうふうにしていこうというのは今のところそういったマニュアル等は作ってはいないところであります。ただ、最近そういったことで各地で事故等が起きておりますので、そういったことも踏まえまして、確実に収集が止めることがないよう、また持つて行き先、処理先ですね、そこが確実に受け入れていただくことができるよう、今後ちょっと早急にそこの点については協議を進めていきたいということで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。そうですね、ちょっと繰り返しですが、いつ起こるか分からなくて悠長には構えられないと思いますので、ぜひ協議を行っていただきたいと思います。これで大きな1番は終わります。

次の2番ですね、社協のことですが、あらかじめ申し上げておきますと、当然ですが私は歴代の教育長の皆さん、そして現教育長にも何の恨みもありませんし、ましてや社協についても当然そういったことは考えておりません。ただ社協は町の福祉事業をさまざま実施していく団体であって、公平性はやはり問題視されてはいけませんし、疑義があつてはいけない。全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会というところが作っている市区町村社協経営指針というものの中にも、市区町村社協の使命、理念、方針という中に、地域に開かれた組織として経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持、信頼を得られるよう積極的な情報発信を図るともありますので、当然本町の税金によって運営する組織でありますので、そ

ういった観点からちょっと心配なところを払拭したいという思いで質問させていただきますが、私は令和3年12月の定例会の一般質問で、シルバー人材センターの事務局長人事に長与、時津両町の町長が介入することを示す協定書の問題を指摘させていただきました。この協定書はその指摘によって改定され、その後は両町の役場退職者がそのポストを占めることなく人事されると私は聞き及んでいますが、この一般質問の中で町長がセンターの方から退職者を紹介してほしいと相談されることもあり、その場合は退職者を推薦することもあると答弁されてるんですね。この社協の理事は社協の評議会が選任することになってますが、その評議会の方々はどうやってその理事候補者を選んでるのか。その中でいわゆる先ほど以前町長がおっしゃったような何か相談があったら、適任と思われる方を紹介することがあるのか。これは別にあって駄目ということを言つてません。あるのかどうかですね。もしくはそういう社協の評議員とかに社協の理事候補を推薦、紹介してくださいっていうことは、今まであってないのかをお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

理事の推薦というところかと思います。理事の選任については議員がおっしゃるように評議委員会の中で決定をされていくところにはなるんですが、そこに入る理事の推薦につきましては、新しくなる前の理事等からの推薦で候補者を選んで、その候補者の方をもって評議員の方に推薦といいますか、この理事の方がこういうふうな経歴でというようなご説明をして、推薦されるというふうに定款の方で、規則の方でなっているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。そうすると、ちょっとシルバーの時には町が相談されて紹介することもあるという、推薦することもあるということでしたが、そうではないということですね。ただ、今のお話を聞くと、評議員が理事から前任の前期の理事から推薦を受ける。そうするとそれこそちょっと教育長が教育長を紹介していくっていう流れができてしまうんじゃないかな、これは推測ですが。それもちょっとどうなのかなというところあるんですが。ちょっと先ほども申し上げましたけど、教育長を務めた方は、教育の分野ではもちろん素晴らしい経験、功績を持たれてることは存じております。ただやはり当然恐らく学校で長らくお勤めになって、教育委員会に入られてからも教育長が特別職であることからも分かるように、ちょっとこう教育委員会というのは町の中でも独立した組織的な性格があるのかなと。つまり、役場の他の部署と縦横のつながりがそんなに強くなないように私は思うんですね。役場の部課長クラスの皆さんには若い頃から当然住民福祉部を含む町のさまざまな部局を異動して経験されていて、その中で長年かけて上下、そ

これから左右のつながりを作つて、当然窓口では町民の困り事を直接たくさん聞かれて経験を積まれてる。現職の職員の方とコミュニケーションが円滑に取れて、かつ自身もそういう実務、要は実務や事業の流れを制度を理解しているそういう方のほうがやはり社協の会長にはふさわしいんじやないかと思うんですが、そういう方が評議員の方から理事の候補として上げられることがないんでしょうか。それともあるけれどもご本人が例えば断つたりとか、されてるのか、ちょっと個別に該当するケースのような感じでなかなか答えづらいかもしませんが、そういうことはあってるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木副町長。

○副町長（荒木重臣君）

先ほどの会長が選任されるまでの流れですね、その点についてちょっと私が理解する上での説明になりますけど、まず社協の方には理事が12名いらっしゃいます。そのうちの9名が行政から、それから町内の社会福祉団体、機関、そこから出ております。残り3名、これが学識経験者ということで、そのうち1名が町から推薦します。もう1名が議会からですね。あと1名は社協の方で独自で選任されてると思います。3名ですね、全部で12名。その12名が今度は今回の流れでいきますと、旧の理事会を開きまして、理事を推薦するかどうかをですね、評議委員会に推薦するかどうかを決定して、その場で、そこで駄目ならもう理事にならない。次に評議委員会で理事の選任を行います。選任を行つた後、今度は新しい理事会で、新しい理事が互選によって会長、副会長を選ぶ、そういう流れになっております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。副町長も理事の1人として副町長として入つていらっしゃいますから、後で伺おうかなと思っていたこともあるんですが、今おっしゃった新しい理事会になってから会長を選ぶ、互選するということですが、私がちょっと伺つたところによると、現在の会長を互選するに当たつて、この前教育長はもう会長を1期務められて、もう退任するつもりであったと聞いてるんですが、ただ互選をした結果12人のうち1人反対があつて、全会一致を原則としているために、別の方を、前期というか今もですけれども、今の会長がもう退任を考えているということで、新しい方をどなたか理事会の中でですかね、推薦されて投票したけれども1人反対があつて、全会一致じゃなかつたからその方にならなかつたと。で結局現在の会長だったら全会一致になつたので現在の会長が続投になつたと聞いてますが、この認識は合つてますか。

○議長（安藤克彦議員）

副町長。

○副町長（荒木重臣君）

先ほど申しましたように社会福祉協議会が別の独立した法人ですので、やはり人事については自治体が介入することはできませんので、回答はもう控えさせていただきたいんですけど、先ほどの議員が言われた1人が反対したとか、そういうのは私はちょっと聞いておりません。

○議長（安藤克彦議員）

ちょっと八木議員に申し上げます。今、副町長からもありましたが、別の独立した法人の中の理事会の出来事ですので、ちょっとだんだんテーマからテーマというかですね、外れている感じがしますので、戻していただいて質問を続けてください。

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

前段で申し上げましたように、社会福祉協議会っていうのは町の補助金をもって運営していて、町の福祉事業、さまざま随契等で受託している。その上が適正かどうか、私は副町長が理事の1人になってらっしゃること自体がやはりこちらのというか、町の立場としてさまざまな意見を反映したり提案したりするためにいらっしゃるのかなと思ったものですから、言わば社協の理事、こここの理事の名簿にもありますけれども、当然副町長ということで入ってますので、これ私は公務かなと思って質問したんですが、一応ちょっと先ほど聞いたことちょっと私の認識が間違っていたところもあったかと思うので、この件はこれでやめにしたいと思いますが、先ほどから教育長よりも行政実務経験者で役場にパイプのあるような退職者の方がいいのではということを申し上げてますが、シルバー人材センターの件の一般質問の中で申し上げたとおり、私は本来いわゆる天下りというものには基本的には反対です。ただシルバーの件の時、町長が答弁でおっしゃった、公益性の高い法人であり、行政職経験者をという相談がセンターの方からある。いかにその組織がうまく機能していくかどうかということを考えている。そしてそういう人材は豊富にはいないということをおっしゃっておられて、それはもう一定理解できると、その時にも私は申し上げました。いわゆる民間企業であったり、公募でも務まるような企業や団体に役場退職者があっせんされたり就任するというのは、やはり公平性の問題から私も反対ですが、ただ町長がいかにその組織がうまく機能していくかということが大事だとおっしゃったとおり、最終的に長与町民にとって最善は何かということだと思うんですね。そこでその観点からいくと、通告（3）で申し上げたように、そういう役場の実務に精通してパイプのある人物が会長にふさわしいと、これは社協の内部の方から直接聞いた声なんですね。なので私は、極端に言うと天下りが良くないって言っても、現場の人が求めてそれによって公益法人がうまく回るというのは重要なことだと、私も認識はしているということはご理解いただきたいと思います。ただそれがちょっと繰り返しだけですが、教育長なのかというところはやはりちょっと疑義を感じるわけですね。確認ですが、時津町では役場を退職されてその後副町長を務めた方が副町長を終えた後に社協の会長をされていて、いわゆる実務を取り仕切る事務局長というところ

には、社協の中の言わばたき上げの職員が就いてると聞いてますが、長与町の社協は事務局長もこのいわゆる内部の方じゃなくて、役場からの退職者が就いている。これは間違いないですかね。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在事務局長されてる方につきましては、以前長与町の方でお勤めになられてた方でございまして、再任用期間終わられて、会計任用の職員も終わられた後の今回事務局長というふうに聞いております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は行政が運営補助金を出している公益法人というのを、民間の組織と言い切ってもうこっちはタッチできないというのはちょっといかがかと思うんですが、もしそれでちょっと問題があるようであれば質問はできませんが、ちょっと聞きたいのは、社協の中にも当然長年勤められる職員、実務に精通していらっしゃる職員、いると思うんですね。そういう方々が地道に町の福祉事業推進のために勤められてこられたところに、事務局長という言わば実務のトップのところに、言わば他の社協で、例えば経験を積まってきたとかいうわけでもない外部の人がいきなり来て、言わば上司として指示、命令される、これは普通に考えてやっぱり職員の方のモチベーションに関わってくるのかなと。また現場を混乱させる、そういうことにつながりかねないんじゃないかなと思うんですね。この事務局長の人事についても、何でそういう社協の内部から上がってきた人じゃなくて、外部からあえて呼ばなければいけなかったのか。そういうところっていうのは、町として何かこうおかしいなとか、疑問に思われたり、何でそういう経緯になってるのか、確認する必要性とかもないとお考えなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

社協の事務局長につきましても、社協の理事会の方で決定をされる事案でございますので、町の方として、それについてはちょっとご意見等は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。では、理事であられる副町長にぜひこの件は社協の理事会でこのままでいいのかとかですよ、何らかちょっとぜひ提案していただきたいと思いますが。要す

るに、そういう町の税金で運営する所がですね、いわゆる地方自治体は最低のコストで最大の効果を上げなければいけない、それにかなっているか、ぜひ考えていただきたいということを思います。そうすると、ちょっとあまり聞くことが少ないんですが、当然町の委託した福祉事業が円滑に進んでいるか進むか、そういう観点からはやはり社協の仕事具合というか、組織の在り方、やっぱりそこはちょっと確認していいと思うんですね。そこでですね、先ほどの市区町村社協経営指針というところを作っている全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会が、この経営指針を基にしたチェックリスト、市区町村社協経営指針に基づくチェックリストというのを令和5年3月に出しているようです。ここかなり細かくその経営指針の中に書いてあることができてるか、できてないかっていうのを本当にもう5段階でチェックするようなリストなんですが、このリストを本町の社協は実施したのかどうかは町としては把握されているでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

把握はしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。やってないとは言いません。私も確認できてないので。やってるかどうかですね。そこはやっぱりこういうものがあるわけですから、本町の社協っていうのはちゃんとした組織運営ができるのかっていうのも含めて、やはり確認していいと思うんですね。なのでぜひまずやってるかどうか、社協に聞いてやってなければ当然やつていただく、このぐらいのことは、理事からでも、福祉部からでもか分かりませんが、当然お願いできることだと思うんですね。このチェックリストをちゃんとチェックしていただければ、課題ができるること、できていないことが見えてくると思いますので、ぜひやっていただくように、確認していただきたいと思います。この中にですね、労務管理のチェックというのがありますと、社協で一生懸命働いてくださってる職員がパワハラなどが起こっていないかとか、適切な賃金や労働時間が守られているか、そういう働きやすい職場づくりができるか、そういうこともチェックリストにあるんですね。ただこれは多分組織のいわゆるトップの方というか、がチェックすると当然そういうものはないし、パワハラないとかっていう回答になるのかなと思ってですね、そこまでは正確に把握できないかと思うんですね。なので、ちょっとこれは、これと別にといいましょうか、より社協が、その中で働いてる方等がご苦労されてないかそういう、これ例ですが、パワハラが行われてないか、そういうことは全職員に例えば匿名でも実名でもいいですアンケートをとったり、そういうことでその組織、本町が福祉事業を委託している組織が問題がないのかっていうのはやってみていいんじゃないかなと思うんですね。

これも多分理事会とかで決定する内容かなと思うんで、どうでしょうね、そういうことは理事会の中で副町長はそういうことをご提案できる立場なんですかね。どうでしょうね。

○議長（安藤克彦議員）

副町長。

○副町長（荒木重臣君）

私も理事会1回出たんですけど、その時はもう会長、副会長の互選だけの議題でした。今議員が言われる、もう本当確かにいいことだと思います。社協自体にもやっぱり経営方針というものがあるでしょうから、その点をいろいろ考えながら、そういういたものを取り入れていくように機会があれば言っていきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。もうこれ以上あまり言えることがないんですが、とにかく税金を使って、そして本町の町民のために福祉事業を推進する組織ですので、町がこれも言えない、あれも言えないっていうのはそれはもちろん当然あるでしょうけれども、言えるところもあると思うんですね。長与町の社協はやっぱり優れてるなとか、ちょっとごめんなさい、他からの評価は知りませんが、ぜひそう言っていただけるような、社協の運営をしていただきたいという思いからちょっと質問させていただきました。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩します。

（休憩 13時59分～14時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、西岡克之議員の①本町の企業誘致活動について、②本町の施設管理と運用についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

議長のお許しを頂きましたので、質問させていただきます。2つ質問いたします。まず最初に、本町の企業誘致活動についてということです。本町は地理的、また交通の利便性で長崎市のベッドタウンとの位置づけで住宅建設に力を入れてまちづくりを行ってきた経緯があります。私もそのことは間違っていたとの認識であります。しかしながら本町では、高田南土地区画整理事業も終わり、町内大型開発も一定程度落ちつきを見せる局面になりつつあるようです。そのような時、今後どのようにして本町が発展していくのかを考察した時に、にぎわい、人口増加、税収と多角的に考えていかなければ

ればと感じます。税収の観点からは、長いこと更地にしていた西側埋立地に時津町より企業の進出が今期あるということを聞かされ、本当によかったですと感じております。今後、税収の面でも期待されると思います。本町ではこのような企業進出を今後もさらに力を入れていくべきだと思います。ただ、本町では立地的なロケーションを考えると、ものづくり企業には向きのようだと感じます。できればものづくりではない企業の誘致が求められると考えます。そこで、本町にある県立大学シーボルト校情報システム学部に企業が大学と共同研究をしているラボが幾つかあります。ここで共同研究をしている企業は、一定期間が過ぎると大学から退去してしまいます。この退去する企業にぜひ本町に研究所を移していただきて、研究の継続をしていただくことで雇用の創出になります。現実に私が県立大学シーボルト校の学生と話をする機会があり、会話をすると「ぜひ長与町にラボを誘致してください、私たちはそこで働きたいです」との返事もありました。実際にこのような施策を実施して成功している場所が各地にあります。そこで本町でも実施できないかを伺います。

2番目に本町の施設管理と運用についてです。本町には住民の方が利用する施設が多数あります。町民の皆さんには、それぞれの施設を人生を豊かにするべく、ある方は趣味に、またある方は体力維持や健康増進のために、球技や文化活動となる各種のお稽古事やグループ活動など、T P Oに合わせて利用しているようです。しかしながら、本町の各種施設利用に対して使用料の徴収が行われているようです。この件に対して、町民の間では根強い不信感がいまだあるようです。本来ならば社会教育を図る行政が利用料を徴収するのは合点がいかないとの意見が複数あります。ある高齢者の方は、「前はグラウンドも無料やったから毎日利用できたけど、この頃はお金のかかるとよと、回数を減らさんば」とのご意見も聞きました。このようなご意見は潜在的に多いと思います。今後、以前のような施設使用料を無料に戻して使用することができないか、質問をいたします。以上。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは西岡議員の質問にお答えします。なお2番目の質問に対しましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私からは1番目の本町の企業誘致活動についての質問でございます。議員の質問の中にもございましたとおり、西側埋立地につきましては進出の意向をお示しいただきました企業がございまして、現在売却に向けて準備を進めているところでございます。一方、西側埋立地の他で製造業等の工場の立地を誘導している地域につきましては、都市計画の用途で申しますと準工業地域ということになります。すでに土地利用が進んでおりますので、未利用地における新たな工場等の進出については難しくなっているのが現状であると認識しておるところでございます。議員から提案いただきましたものづくりではない企業につきましては、長崎市内に

すでに大規模なオフィスビルが建設され、オフィス系企業の誘致が進められているところでございますが、本町におきましてはこれまで住宅地として発展してきた経緯がございます中で、土地利用が成熟してきている状況でございますので、大規模なオフィスビルの立地等々につきましては少々無理があるのではないかなどと考えているところでございます。また雇用の創出につきましては、さまざまな企業に進出していただくことによりまして進めてまいりたいと考えておりますので、雇用を条件とした助成制度を設け、支援しているところでございます。長崎県立大学の情報セキュリティ産学共同研究センターに入居されております企業等々におかれましても、入居期間が限られているようございますので、退去後につきましてはぜひ町内残っていただき、大学との連携、雇用の創出を期待するところでございます。企業誘致の施策につきましては、他の自治体の施策も参考にしながら、長与町の規模に応じた施策を研究してまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

2番目、本町の施設管理と運用についてのご質問にお答えいたします。施設使用料につきましては、平成29年4月より、公平性の担保、施設使用の適正化、自主財源の確保、以上3つの観点から、利用者の皆さんに使用料として一定のご負担をいただいているところでございます。1点目の公平性の担保につきましては、施設の維持管理に係る費用につきまして、利用している方々から一部ご負担いただくということは、利用しない方々も含めご理解いただいているものと考えております。2点目の施設使用の適正化につきましては、無料時に行われていたような実際の利用時間に前後余裕を持った予約もなくなり、実際に使用する時間数で予約されることから、利用者からも好評を得ております。3点目の自主財源の確保につきましては、施設使用料は全額、各施設の管理運営、整備費用に充当しており、町財政にとって重要な財源となっております。今後も施設使用料につきましては、高齢者や児童生徒への一定の減免を継続し、現在の考え方を継続していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

再質に移ります。まず企業の誘致の方から始めます。企業誘致について西側にうんぬんというご答弁もございましたが、あれはものづくり企業だと私は認識しておりますので、答弁にあったようにものづくり企業っていうのは場所も要るし、水も要るし、人を要るしつて、なかなか本町でロケーション的にそういうのが来るのはちょっと難しいのかなっていうふうに考えております。そこで引き合いに出しましたシーボルト校のラボの話ですけども、これはもう町長もご存じな話ですね、今まで何回ぐらいここに行か

れたんですか。本町にどうぞっていう形で。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

シーボルト大学の情報セキュリティ学科の产学共同研究センターですけども、ここが令和5年度に5社入居されまして、令和5年度中に1社は退去されております。そのうちの4社には、訪問したり、来ていただいたりしてお会いをしているところでございます。その中で、ちょっと意向等もお尋ねをしてるんですけども、まだ研究所できた当時ですので、まだそういう町内とか県内への進出の意向等確認はできてないというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

令和5年、もう少し前の話だったと思いますけども、私があそこにアクションしたのは。2年ほど前にも私どもうちの県議と3人でまたあそこに行って、当時の学校長とかいろいろお話をさせて、そのお話の中でも私もお願いしますねと、ここで期限が来たらぜひうちの方でお願いしますという話をした覚えがございます。ましてや本町の一時期おられた職員も、O Bというか、あそこにたしかいらっしゃると思うんで話はしやすいと思うんですよね。ですからもう少し積極的に行っていただきたいと思います。それが一つと、先ほど当初答弁の中で、長崎市と比較してオフィスビルが長崎にあるとか、それはもう全然長崎市と比較にならないような本町の規模ですけども、いきなりそんな大きい館を建てて、どんどん来てくださいとか言ってできるものではないと私も理解しておりますので、そんなホームランみたいなことじゃなくて、確実にヒットを打っていくような小さいどこでも結構です。それはシーボルト校でなくてもいいと思うんですよ。そういうふうな企業にアクションされたことはございませんか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

先ほどの情報セキュリティ産学共同研究センターですけども、一応令和4年度に入居企業が公表されておりまして、入居された5年度に町の方ではお伺いをしたりしております。あとご質問にありましたその他のそういった情報系の企業だとかにつきましては、ちょっとこちらから直接訪問したりとか、そういうアクションを起こしていることはございません。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

以前も何回かこの質問をして、あそこの温泉施設のわきの所にある、何て言つたらいいのかな、サテライトスタジオっていうのかな、スタジオではないな、も町の方でたしか借りてると思うんですよね。そういう準備もされてると思うんですけども、全く生かされてないんじゃないかなあというふうに思います。もっとそこを活用すべきというふうに思います。たしかそこの運営している企業の親会社が何か入ってたんじゃないかなというふうに記憶をしておりますが、そういうとこもどんどんアプローチしていくべきだと思います。そういうふうにお試しで入っていただくなっていうか、IT系の企業というのはそこに投下資本が少ないんですよ。だからどんどんそういう所にアピールしていけばいいと思うんですけども、今後そういうふうな形でアピールしようということは考えておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

岡郷にございますサテライトオフィスでございますけども、いまだに入居がないような状況でございます。県の方でそういった企業等が来るような説明会だとかセミナー等があった際には、そちらのパンフレット等を置かせていただいたり等で、町の方でもできるだけ知っていただきたいという取り組みは今やっているところでございますが、こちらもできるだけ活用していただきたいということで積極的に情報発信をしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今していきたいというふうにご答弁を頂きましたので、今後ともしっかりとアプローチをしていただきたいと思います。そこで、そういう企業が来る時に人も一緒に来るわけですよ、少ない数ですけど。いわゆる移住とリンクするところもあると思うんですけども、そういうふうな企業に対する奨励措置というか、人が来る時に対する奨励措置というのも必要になってくると思います。で、本町に助成制度はあるんですけど、どうも長与町工場等設置奨励金とか、長与町企業立地促進助成金とか、雇用促進助成金とかあるんですけど、あまりこう、例えば最初10人以上雇用しなければならないとかね、ちょっとこう当てはまりづらいと思うんですよ、そういう小さい企業を誘致する時に。この辺についてはどういうふうにお考えを持ってますか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

以前議員からもご質問を頂いてたような企業とお話をすると、今回のそういうラボに入居しているところにお話をするに当たっても、ちょっと工場等の設置奨励金、こちらは

元々が西側埋立地の工場誘致等で作られてるような奨励金ですので、土地を取得しないといけないとか、新たに10人以上の雇用が求められるとかですね、ちょっと今来ていただける希望の企業にとってはハードルが高いのかなというところをちょっと感じているところでございます。あと企業の立地奨励金につきましては、やはりちょっと小規模企業向けな設定ではないかというところもございますので、今後ですね、どのようなニーズだったりがあるのかというところも調べながら検討をしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今のは企業の部分でって、私は移住も含めてって言いましたよね。その分に対してのご回答がまだ頂けません。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

町が行ってる移住施策とも連携して、企業にはPRをしていけるような形で整理をして、お示ししていけるようなことを検討していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

その移住の奨励にしてもたしか首都圏からかな、だったら1人100万円とかあったと思うんですけど。どうもそっちの方ばっかり向いてて、首都圏以外からも結構あるんですよ。その辺も含めて、移住の部分もしないと企業っていうのは一緒になってこないんじゃないかなと思うんです。その辺も含めて改善していく余地はあるのかどうかお尋ねをします。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

移住の施策につきましてご回答いたします。本町におきましては、東京圏からの移住支援金ですね、先ほどおっしゃってた1世帯100万円、それに加えまして県外からの移住に対しましては子育て世帯移住支援補助金ということで35万円の補助をしている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今の件は存じ上げてます。今後それをもっと使いやすいように整備をしていただける

かどうかっていうのを、今お尋ねして、産振の課長は努力しますというふうに聞いたんですよ。そちらの方も前向きに努力するのかどうか、ちょっとそれも併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

移住に当たりましては、やはりなかなか起業家っていう方が相談に来るケースが少ない状況でございます。移住におきましては、やはり住まいと雇用を第一にご相談に来られる方が多いですので、そういうご相談に対しては十分なケアをしながら対応していくたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

先ほど申し上げたように企業を誘致する時に一緒に人も來るので、一緒になって考えていただきたいと、その辺をお願いしたいと思っております。町長へ質問いたします。私も以前立ち話ではないんですけども、トップセールスをお願いしましたと。もうお忘れになってるかどうか分かりませんが、確かに私の中では覚えております。その後、いかがでございましたでしょうか。お尋ねをしたいと思います。企業に対しての。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

何を約束したのかは覚えておりませんけれども、企業誘致というのはこれ大事なことでね、そのために岡郷のあそこはフリースペース、あれを用意したのは長与町も入ってるわけですので、当然今まで何回も大学とは折衝しながら今入っている所を含めて入ってくれないだろかとか、あと県の方とも接触して何とか今入ってる4社ないし5社から、これが5年にはもう出るような形になりますので、その後他に入ってくる時にはぜひ長与の地を使っていただきたいというようなことは、私もお会いするたびに、今所管が言ってるのは正式なスタンスで話をしてないんでしようけども、私は個人的にそういった労働部長とかいろんな所と話する機会がありますので、そういった中でそういうものを皆さん方に入っていただければありがたいということで、ぜひお願ひしたいということで話をされておるところでございます。ただまだそれにつきまして、じゃあ入るよといった新たな展開が生まれれば非常にありがたいんですけども、まだそこまでいってないのが非常に残念でありますけどね。しかしながら、これは半ば町一丸となってこの分については誘致活動、今後始めていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

町長の方から力強い言葉を頂きましたので、今後所管課と一体になって頑張って誘致をしていただきたいというふうに思います。アクションを起こしてすぐ来るわけじゃないので、3年先、5年先を見据えて、地道に努力をしていただきたいというふうに思っております。

ちょうど半分になったので、次は施設使用料についてお尋ねをいたします。午前中も関連で同僚議員の質問もあったと思うんですけども、これは以前から私ちょっと解釈をお尋ねしたいんです。まず社会教育法という法があります、もうご存じと思います。この社会教育法というのがあってですね、社会教育とは学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動を意味し、この体育およびレクリエーション活動を具体的に推進するための法律なんです。その中にスポーツ振興法というのが1961年に制定されております。ご存じですね。スポーツ振興法では、体育館、水泳プールその他政令で定めるスポーツ施設の整備が努力義務として明示されたことで、多くの自治体にスポーツ施設が整備されてきた。スポーツ振興法が社会教育法に関係する法律であるため、社会教育推進のためのスポーツ施設を社会体育施設および社会教育施設を構成するものと扱われている、要するに町はスポーツすることを推奨しなければならないと規定をしております。その法の解釈にもよると思うんですけども、社会体育、社会教育を推進するっていう立場で、考え方にもよると思うんですが、お金を取ると、先ほどの答弁では、どこだったかな、公平性、施設の適正化とか自主財源の確保とかおっしゃって、まんざら外れてはいないと私も理解しております。が、これがあることによって、先ほど質問の中で言ったように、社会体育を推進できないような形にもなっているのも現実です。その法の解釈をどういうふうに考えるのかなと思ってですね、お尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

法の解釈というよりは、すいません、私の考え、同じような法律の解釈という部分でいうと、やはり場所を造るですね。まず場所を造るということがまず始まりかなと思っております。それは体育館とかグラウンドとかですね、こういったのを町が責任持って造る。これをもって、まず社会教育を行う、場を提供する、環境をつくる、こういったことになってると思っております。そして、それを造った時に、やはりどうしても皆さまからの税金が一部入っておりませんので、この時にはやはり利用する人、しない人、関係なく皆さまのお金が入ってできると思っております。そして、このさっきの使用料の話になりますけど、使用料はやっぱりどうしても維持管理、整備ですね、こういった分に必要な部分。その部分を利用者の方に一部負担していただいていると思っておりますので、まず法の解釈からいくと、やはりその場を造るというのが町の責務となってお

りますので、そちらの分については提供できるものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

場所を造るというのは同じ考えです。いいと思います。で、その推進をするということ、ここがちょっと引っかかる。推進って、どうぞ頑張ってね、使いましょうよって、それで元気になりますよう、先ほど言ったように当初の質問の中で言ったように、豊かな人生を送りましょうとか、健康に留意しましょうとかいうんですが、使用料を取ることとはちょっとそここの妨げになるんじゃないかなっていうふうにも一部感じております。その解釈をどういうふうにお考えになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

荒木教育次長。

○教育次長（荒木隆君）

まずスポーツ振興法ですけれども、これはおっしゃるとおり1961年に制定されています。その後2011年に全面改正をされて、現在ではスポーツ基本法となっておりまして、理念としては当然内容を引き継いでおります。その中で、スポーツ基本法が理念として上げているのが、住民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において自主的かつ自律的にその適性および健康状態に応じてスポーツを行うことができるよう施策を推進すること。また居住する地域においてスポーツを身近に親しむことができるようになるとともに、地域における全ての世代の人々の交流が促進されるものとなるよう推進することとなっております。そのために町が取り組んでることとして先ほど課長が申し上げた、スポーツ施設の整備というものがございます。あるいは学校施設も利用できるようにすること、で利便性の向上に努めているところですね。その他にも、町民体育祭、ソフトボール大会など、スポーツ行事の実施、地域スポーツクラブへの事業支援、各種団体への補助、スポーツ推進委員の委嘱など、これらは法律の趣旨あるいは規定されているものですね、これに即した運用を実施しているところです。これは町の責務として行っているものであって、それが利用者負担なしにということと同義であるというふうには考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

無料にしていただけませんかって当初の質問の中で言いましたけども、ちょっと言葉でよく言い表しづらいんですが、要するにお金を取ることでスポーツをしようという、特に高齢者の方々がスポーツしようということが妨げられるようなことがあってはならないという趣旨で申し上げております。そこはご理解いただきたいと思います。ただにできないかっていう話もありましたけど、それは時津町が運動場とか、学校が持ってる

運動場ですね、それと海と緑の運動公園の町内の登録団体、それと南公園の登録団体、ただなんですね。長与は全部お金をたしかとてると思うんです。私の主義としては、財政の良い悪いもあるとは思いますが、近隣でただなのに、町内の団体が金がかかるのはいかがなものかなあと思いますし、もしかかったにしてもほんのワンコイン、ツーワンコインぐらいができるぐらいの利用料だったらいいんじゃないかなというふうに理解します。その辺について、もし、ただならただに越したことはないんでしょうけど、その辺についてですね、いかがなもんかなあとあります。実際に町内の人たちは、ちょっと例えばグラウンドゴルフ、ゲートボール等苦情が出てるのは事実です。ただ、何回も言うように一つせめぎ合いがありましてですね、全然ただじゃないけども、もう少しこの安価にできる部分がないのかなっていうのが私の考え方でございます。そこで、先ほど当初答弁の中で公平性とか適正化、予約とかね余計たくさんに時間を取りないようになつたとか言われてましたけども、それは確かにそうだろうなと思いますけど、何かこう肌感覚で冷たいなっていうのが少しありまして、今後この利用料については、今までいくのかそれともちょっと検討したいという旨があるのかそこをちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

いろいろご提案等もいただいておりますが、基本的には町長答弁でありました3つの項目、議員からもお話あった3つの項目ですね、そういった点から考えて、基本的には今の考え方を踏襲していこうと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

再考をお願いしたいと思います。もう一つ、自主財源の確保という点で体育館等を使用した時にそういう方々の声が一つあるのが、体育館、運動場、要するにお金を取るということはそれなりの整備をしてくれてのかつていう声もあります。要は、「自分たちは金は払ってるよ」って、「草ぼうぼうやかね、体育館のマイク設備が悪かやかね、金払いよっとばい」とか、そういうお声も聞こえてきます。「ならその施設整備にとつたお金をどれだけそういう整備に回してくれるのか」と、また「満足するような整備ができるのか」と。そういうお話を聞いてます。その辺についてはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

令和6年度のお話をさせていただきたいと思います。令和6年度が使用料の施設管理費に回したお金ですね、100%回しておりますが、施設管理費の中での25%相当が

使用料で賄っております。それ以外につきましては基本的には自主財源、その他の自主財源という形で今行っております。昨年度25%、通常であれば30%程度の施設管理費の中の充当率があったんですが、昨年度は体育館のエアコン、空調がおかしくなりまして大きなお金がかかりましたと、今年度まで引き継いでやりましたという形で行っています。そのために25%という数字になっております。今後ですね、やはりどうしても老朽化がどんどん進んでいく、体育館グラウンド、先ほど議員も言われましたマイクもなかなか調子が悪かったというのも存じ上げております。大きなお金がかかるもので大きな部分もやっていく、それとともに小さい部分というたら失礼ですけど、先ほど言いましたマイクとか、雨漏りの一部修理とか、こういった形で費用は多くかかっておるので、どうしてもなかなか今度全て直していくというのは、今使用料の中で全てを賄っているわけではありませんので難しいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ちょっとこう軌道修正を。たしかに部分的に言えば、体育館の音響は全然使えません。私も老連で行く時は自分の街頭のマイクを持っていってそれで話をしてます。あそこの音響設備使ってないんですよ。それで他の例えば働く婦人の家もクーラーが壊れてるとか、そういうのに全部整備に充ててるっていうけども、今の答弁で一緒に足らんはずですよ。もう少しそれをね、和らげるためにも使用料を少し下げるとかね、そしたらまたみんなの不平不満が和らぐのじゃないかなという考えです。それともう一つ、これ大事なことと思うんです。プールで療育割引、要するに障害を持った方がプールを利用する時に、障害者手帳が要るのかそれとも申請でいいのか知らないんですけども、療育割引っていうのは町の方はありませんか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

療育割引につきましては、町内施設ですね、プールを含めた施設では対象となる施設は私たちの方で確認はしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そこはちょっと、時津に電話しました、B&Gプールに（時津町B&G海洋センター）。あるんですよ、療育割引が。元々は長与のプールより大分安いです。プールもたしか上がりましたもんね。安いんですよ、時津は。なおかつ療育割引もあるんですよ。ありますからって聞いたんですよ。あるんですよ。そういうね、いわゆる優しくない徴収の方法、長与町は、同じ徴収するにしても。ある障害者の団体の方は、長与は療育割引がないか

ら諫早まで行ってる人もいるんですよ。同じ使用料を徴収するので、諫早ありますっていってから、ほぼただのような代金になりますって。もうプールが時期も終わってるので何とも言えないけど、ちょっとそこを考えていただきたいと思います。使用料、手数料の中で。いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

ただ今の答弁を求めます。

荒木副町長。

○副町長（荒木重臣君）

療育とか身障とかあると思うんですけど、個人と団体の関係等々ありますので今後研究させていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

研究じゃないと思うんですよ、検討でしょう。導入に向けて検討をするという答弁が欲しいです。優しいまちづくり、以上です。

○議長（安藤克彦議員）

副町長。

○副町長（荒木重臣君）

研究、検討してまいります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

もう1回言います。優しいまちづくりという観点から、導入に向けて研究、検討といふうに理解したいんですが、もう一度再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

答弁を求めます。

副町長。

○副町長（荒木重臣君）

はい、導入に向けて研究、検討してまいります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ご答弁を頂きました。今回はもうこれで質疑を終了したいと思います。ただ、午前中

にも同僚議員が言ったんですけども、お風呂のことに関してね。赤字でも健康になることもあると、風呂の運営で。こういう施設を多少使用料が低くなってしまっても施設を使用することで、町民が肉体的にも精神的にも健康になればそれで町はいいんじゃないかなと思います。今後ともそういう観点で、使用料を考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時10分まで休憩します。

（休憩 14時55分～15時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、堤理志議員の①役場窓口でのカスタマーハラスメントについて、②本町義務教育の課題と学力の分析についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

本日最後の質問者となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。まず1点目、役場窓口でのカスタマーハラスメントについて質問をいたします。自治体窓口での住民等による威圧的行為等、いわゆるカスタマーハラスメントは、全国的に問題となっております。その実態についてはメディアでも多数報道がなっており、主なものとしては大声で怒鳴る、法律や条例上不可能な要求を繰り返す、長時間にわたって苦情を続けるなどがあるようです。私もこれまで一般質問で、これらの問題を2度取り上げて対策を求めてきた経緯がございます。本年の6月、議会の委員会出席のために1階玄関から入院したところ、住民と思われる男性が職員を大声で何度も怒鳴っている様子を目撃いたしました。その声は2階にまで響いてきていました。議会の仕事を終えた後に対応に当たっていた職員に事情を聞きましたところ、先方が本人であることを確認できる書類を持参してきていなかったために、所定の質問を行い本人確認をしていました。これは書類を取りにわざわざ帰宅しなくとも済むようにとの善意の対応であったわけですが、その際の質問に激昂したと思われるものがありました。高圧的な態度や大声での威圧を受けたと感じる事例は、他にもあつてのことでありましたが、職員の精神的負担、そして、他の住民サービスへの影響を考えると、役場組織として、さらなる対応が必要と考え、以下を質問いたします。1点目、カスタマーハラスメントおよび類似事案を受けたと感じる職員は何人いるでしょうか。また部署はどこですか。また、カスタマーハラスメントと類似事案があったことを聞いたことがあるという認識の職員は何人いらっしゃるでしょうか。2点目、その事案は具体的にどのようなものであったのでしょうか。3点目、カスハラとその類似行為により職員が精神的苦痛を受けたと役場が認識している事例数、休養を取った例、配置転換を余儀なくされた例は何件あるでしょうか

か。4点目、いわゆるカスハラを放置することにより、他の住民等への影響、不利益はあるとお考えでしょうか。5点目、現状の対策の概要をお示しいただきたいと思います。6点目、さらなる対策の必要性の有無について、町としての認識をお伺いいたします。

次に、本町の義務教育の課題と学力の分析についての質問でございます。昨今驚異的なスピードで情報化が進む中、大量の情報に接する機会が増えていると考えます。必要とする情報を素早く入手できるメリットがある反面、根拠が不明確な情報やいわゆるデマと呼ばれる情報も、日常的に降り注がれる社会を生きていかなければならない時代に入ったことを意味すると考えられます。こうした情報化社会にあってさまざまな思想、そして、多様な意見が尊重される社会でなければなりませんが、その前提として批判的思考力の重要度が増していくものと考えます。批判的思考力は、情報をうのみにせず根拠を分析し、そこに自分の判断を組み立てる力と認識をしております。学校教育法では、高等学校の教育目標の1つとして批判力を養うことが条文にうたわれております。しかし、批判力、批判的思考は、その前段である義務教育課程において、情報の整理、比較、推論、複数の視点から考えるといった基礎的思考スキルを身につけ、その土台の上に築かれるものと認識をしております。本町の小中学校児童生徒の皆さん、人間味あふれる他者への思いやりの心と同時に厳しい社会を生きていくため主体的、対話的で深い学びの実現を通じて、思考力、判断力、表現力という高次元の思考力、批判的思考力の基礎となる資質を育成していると思います。そこで以下数点をお伺いいたします。1点目、大量の、そしてさまざまな情報が降り注ぐこれから社会を生き抜く子どもの将来にとって論理的思考力、批判的思考力の土台を築くことの重要性を強調いたしましたが、教育委員会としてこの見解をお伺いいたします。2点目、主体的、対話的で深い学びにかなった教育がどのような形で具体的に行われているのかをお伺いいたします。3点目、思考力、判断力、表現力などは、特定の教科が担うのではなく、理科、国語、数学など横断的で総合的な学力、学びの結果として醸成されるものと理解しております。そこで本年実施した学力テストで、本町児童生徒のテスト結果から見えた傾向と分析、また、今後の対策についてお伺いをいたします。4点目、こうした力が本当に児童生徒に身に付いているかをどのような方法で評価しているのでしょうか。評価方法に課題はないのか、また、あるとすればどのように改善していく考え方をお示しいただきたいと思います。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日最後の質問者であります堤議員の質問にお答えします。なお、2番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは大きな1番、役場窓口でのカスタマーハラスマントについて、カスタマーハラスマントおよび類似事案を受けた職員数等についてのお尋ねでございます。役場窓口におき

まして住民の声が大声で怒鳴るなどの行動をとられるケースは、年間数回は発生しております。多くの方々と直接接する機会が多い窓口対応の職員につきましては、大なり小なり何らかのハラスメントを受けたと感じたと、または、聞いたという経験を多くの職員が持っているものと考えております。2点目でございます。カスタマーハラスメント等の具体例についてのお尋ねでございます。カスタマーハラスメント等の可能性がある一例といたしましては、さまざまな申請や制度の利用申し込み手続を行う中で、ルール上、給付やサービス提供の対象外となった場合に、納得いかず威圧的な態度をとられるケースがございます。3点目の精神的苦痛を受けた事例数等についての質問でございます。現在のところ本町職員におきまして、カスタマーハラスメントを原因とした休職や退職、配置転換といった事例はございませんが、全国的には心身の不調や退職につながるケースもあるとのことですので、さまざまな対応を検討しながら継続的に取り組んでいく必要があるものと考えております。4点目でございます。カスハラを放置することによる影響ということでございますけども、カスタマーハラスメントに該当するような事案につきましては、対応した職員における精神的な負担が発生することはもとより、それに伴いまして、他の住民の方々へのサービスの低下や業務の質の低下につながる恐れがあるものと考えております。5点目、現状の対策の概要についての質問でございます。対策といたしましては、まずはカスタマーハラスメントに対する共通認識を高めるために、全職員を対象とした研修や情報提供を継続して実施することが重要になってくるものと考えております。この研修や情報提供を通じまして、改めてカスタマーハラスメントの定義や具体例、発生時の対応方法などを共有するとともに、各担当部署におきましても職員同士の情報共有や意見交換を促進し、組織としての対処力の向上につなげていくことが対策の基本になるものと考えております。これを具体的に申し上げますと、昨年度、庁舎内ポータルサイトを活用いたしまして、全職員に向けて国が作成をいたしました対応マニュアルを配布するとともに、今年度におきましては、まず8月に長崎市内で開催されました研修会に4名の職員を派遣をしておるところでございます。加えて10月には、役場庁舎内におきましても、全職員を対象とした研修会を実施する予定としておるところであります。6点目、さらなる対策の必要性の有無ということでございます。現状では、研修や情報提供といったところに比重を置いておりますが、社会的に問題となっている悪質なハラスメントから職員を守るという視点に立ち、引き続き有効な手段を模索しながら進めてまいりたいと考えております。また、国におきましても、カスタマーハラスメントを防止するために、今後、指針を示すことですので、それらも踏まえながら継続的な取り組みに努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

2番目、本町義務教育の課題と学力の分析についての1点目、論理的思考力、批判的思考力の土台を築くことの重要性に関する教育委員会の見解についてのご質問にお答えいたします。これから社会は議員ご指摘のとおり、情報化がさらに進み情報の真偽を見極め、他者と協働しながら自らの考えを構築する力がますます求められる時代になると考えます。このような未来予測をもとに、児童生徒には、各教科等の学習を通じて生きて働く知識や技能、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力や人間性等といった資質能力をバランスよく育む必要があると考えます。そして、これらの資質能力は、議員が重要視されておられる批判的思考力の土台にもつながるものと捉えております。2点目、主体的、対話的で深い学びにかなった教育がどのような形で行われているかというご質問にお答えいたします。本町では、現行学習指導要領が示す主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの実現を目指して、これまで学校ごとに授業改善に取り組んでまいりましたが、改善の余地がまだ多く残されています。そこで今年度は、全ての小中学校が学習者である児童生徒を主語とする個別最適な学びという共通の視点に重点を置いて授業改善に取り組んでいます。具体的には、各学校で総合的な学習の時間や理科、社会科などにおいて児童生徒が自ら課題を設定し、調査、考察、発表等を行う学びが展開されています。算数科などにおいては、一定の目標を目指して児童が異なる方法で解決するなどの複線型の学びや習熟度に応じた学びが展開されています。また、ペアやグループでの協働的な学びの機会を適宜設け、多様な視点に触れながら自分の考えを深める学びも展開されています。各学校の好事例につきましては、長与町学力向上推進会議で共有するなどして、今後も町全体で授業改善に努めてまいります。3点目、学力テスト結果から見えた傾向と分析、今後の対策についてのご質問にお答えします。全国の小学6年生、中学3年生を対象とする全国学力学習状況調査が本年度も4月に実施されましたが、本町の結果は、小6、中3ともに全ての教科において全国および長崎県の平均を上回る結果ございました。これは昨年度までの学習指導の成果を示すものであり高く評価できる結果ではありますが、資料の読み取りや自分の考えを根拠をもって説明する力や複数の情報を関連付けて判断する力といった思考力を要する問題には、課題が残されていると分析しております。議員ご指摘のとおり、思考力、判断力、表現力等の育成は、特定の教科が担っているわけではございませんので、今後の対策といたしましては、全ての教科等において児童生徒が自ら問いを立て、自ら考え、自ら学ぶ機会や他者と意見を交わしながら思考を深める機会を大切にし、発達段階に応じた学び方をしっかりと身に付けさせたいと考えております。また、授業中の思考を文章化する機会、書く活動を大切にしたいと考えております。さらには教育委員会による各学校への授業研究支援にも力を入れてまいりたいと考えております。4点目、児童生徒に身についた力の評価と評価方法の課題、その改善に係る考え方についてのご質問にお答えいたします。思考力、判断力、表現力等の評価は、知識や技能の評価とは異なり、単元テストや定期テストに

よる評価だけでは困難であるため、授業中の活動の観察、発言内容やノート等への記述内容の見取りなどから多面的に評価しております。しかしながら、教員間の評価のずれといった評価の標準化に係る課題や評価に必要な時間の確保といった課題がございます。そこで、改善策といたしましては、共通の評価指標や評価基準を明確化した評価基準表、ループリックによる評価を行うことが考えられます。また、このループリック評価は、児童生徒の自己評価にも活用することも可能です。しかしながら、このループリックづくりも時間を要します。児童生徒の評価ならびにその評価に基づいた授業づくりのための時間は必要不可欠なものですので、今後、教員1人当たりの指導時数を軽減し、指導準備ができる環境を構築していく必要があると考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それでは再質問をさせていただきます。質問項目の（1）、（2）、（3）では、ちょっと具体的にどういう状況なのかということをお聞きしたわけなんですかけれども、要するに今、庁舎内で職員を対象にした、何て言いますかね、聞き取り、アンケートというのは実施されてないのかどうか。この点、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

大山総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

現状では具体的なアンケート調査というのを行っておりません。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうしますとですね。答弁の中ありましたように、いろいろなカスタマーハラスメントの状況が年に数回だと。それと何らかの形でそういう状況に遭遇したり聞いたりした人が多くの職員があると。ここも非常に私聞いててちょっと矛盾を感じるんですね。年に数回しかないのに多くの職員が知ってる。ですからやっぱりこういったところは正確な把握というのができるとは、なかなか言いがたい状況ではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

おっしゃるとおりですね。アンケート調査、そういうところで具体的につかんでいくというふうなものは必要かと思うんですが、まずもってこのカスタマーハラスメントっていうものが実際何なのか、正当なクレームとカスタマーハラスメントっていうのは、違いが何なのかなっていうところをまず職員の共通認識というところで、まず理解をして

いただくと。そういったとこの理解が一定整った中で、そういった実情を把握していくというのがよろしいのかなということで、現状は、まず研修の部分に力を入れているというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

もちろんケースバイケースで、いろいろあると思うんですよ。トラブルの原因がどういったことなのか。ただ現実問題これだけ今テレビでも報道されて、得に役場の窓口でもう最前線で対応に当たっている職員が、この役場、役所でのハラスメントが分からないということは、ないと思うんですよね。どちらがいい、悪い、お互い7、3の割合とかいろいろあろうかと思うんですが、まずはカスタマーハラスメントとは何なのかなっていう点では、そこはもう十分職員は肌感覚でつかんでるとは思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

一方的に怒鳴られたりとかですね。そういった場面が出てきたときに、全てがカスタマーハラスメントなのかなっていうのは、議員おっしゃられたとおりもともとの原因というのは何だったのか。そういったところもしっかりと冷静に分析しながら対応というのが、必要にならうかと思うんですね。先ほど申し上げたとおり、まずもってカスタマーハラスメントとは何ぞやというところが、やっぱり理解が一定、同じ理解でないとですね。例えばこちらサイドが説明がちょっと至らなかつたと、落ち度が幾分あったというところで、相手の方がそんなこと聞いてないよということで、怒られるという場面もあるうかと思います。ですので、そういったこちら側に落ち度がある場面もあつたり、一方的に、本当にもうお客さん側が理不尽に怒鳴られるという場面もあらうかと思うので、そこは一定の基準っていうか、理解をまずもってやるべきかなと。このアンケート調査自体もやらないというふうなものではございませんし、他の自治体でも同じようなアンケート調査が行われておりますので、そういったところも私どもも見ながら対応しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

長与町は長崎県内で多分、人口の割合からいえば8位ぐらいですよね。だから上位の人口を有する都市型の町でありますので、それで一定やっぱり役場に来庁する、言わば政令市とかですね。100万都市とか、そういったところとは、またちょっとそこまではいかないけれども、一定、時期的なこともあるけれどもかなりの職員が来庁されて、

その中で一定割合でやっぱりトラブルというか、そういうことになりますと非常に、一つはですね、やっぱり役場のロビーの雰囲気が非常にもうびりびりするというのと、あともう一つは、やっぱり気になるのが職員が、また、職員の対応が悪い場合もあるとおっしゃいますけれども、私はかなり接遇なんかも、これまでの一般質問でも、かなり気を使って接遇の教育なんかもされていらっしゃるので、そっちの方の割合よりもむしろやっぱり多少手落ちがあったとしても、だからといって大声で職員を何度も叱責するとかね、長時間にわたってというのは、やっぱり人権としてやっぱり許されないというか、そこはやっぱりきちっと毅然とした対応というのも必要かなと思います。もちろん主権者でありますので、雑に扱っては絶対にいけないことなんですけれども、そういうふうに考えております。それで現状ですよ。そういうトラブルがあったときの把握というのは、どういうふうにされているんですか。人事課では、全体の状況というのはつかめてないわけですよね。どういう把握の状況なんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

基本的な対応は、各所管、窓口対応の所で対応していただいているんですが、各所属長の方から実はこういったことがあったんですよ。というふうな個別の案件でお話を伺うことがあります。ただ、先ほど申し上げたとおりアンケート調査自体を実際やっておりませんので、具体的な数字、正確な数字ってのは、把握していない状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

上司からの連絡、直属の例えば住民課であるとか、税務課とか介護、健康保険課とか、そういういたところの所属長、部課長からの総務への連絡がもう年間数件で、そんなもんなんですかね。そんな少ないですか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

現実的には大なり小なりやっぱり何かしらトラブルというのは起こるかと思います。ただ、私どもの方までお話が来るというものは、多分それなりの案件の場合だと思っております。あとは各所管の方で対応されてる状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

基本的にその所属の部課長が掌握するというのは、非常に大事なことで当然なことだと思うんですが、私が気になるのは、その中で所属長の判断でもうこれは上げなくて

いいかなというふうになりますと、庁舎全体の中でのこのいろんなケースがあるわけで、そのケースがその所属長の中だけで止まってしまうというところに一つ問題があるということ。あとやっぱり何ていうかな、さまざまなケースがあったときにはそういうといったときに、どういう対応すべきかというのをやっぱり総務課が掌握して、こういうときにはこう対応しないといけないよねというのを、その課だけじゃなくて全課にやっぱり流していくというかね。やっぱりそういう循環をしていかないと、なかなかいい循環にならないんじゃないかなと。そこは非常に心配をしておりますけれども、そういうふうな懸念をお持ちになりませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

ありがとうございます。まさに今議員おっしゃったとおり、私どもも今考えておるの、昨年度からマニュアルをポータルサイト上で配布したり、今年度研修を行ったりとする中で、そこでその次の段階として、今現在は各所管の方でいろんな事案があったとしても、そこで解決というふうな状況にあろうかと思うんですが、各事案を総務の方にそういうものを上げていただきて、例えばどつかの課で何か事案がありましたと、それを他の課とも共有する。役場全体としてそういう事例を共有していくことによって、組織としての対応力というのがアップすると思ってるんですね。ですので、今本当、議員おっしゃられたような流れで、私どもも今までにフィードバックをうまくしていくような仕組みづくりというのをやっておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひ役場の最前線で日々住民対応に当たっている職員が希望を持ってといいますか、頑張ってもトラブルにあってもなかなか何ていうかな、上層、上層部といいますか、人事、総務あたりが私たちをなかなか守ってくれないというふうな思いに至らないように、しっかりと役場として守っていく、守っていくんだということをやっぱり職員に示していくことが、やっぱり職員も希望を持って仕事に当たっていける方向だと思いますので、ぜひそういう形でお願いをしたいというふうに思います。それと合わせて私が9月に遭遇したときに、1人の職員がずっと叱責されていて私も口出しできないもんですからしばらく見てて、そのあと2階に上っていって、2階でもまだ聞こえてきたという、大声でずっとやられているというのがありましたとき考えたのは、以前私も2回ほどカスハラといいますか、大声で怒鳴るような事例の問題で質問したときに、役場としては、組織的に対応をしていくんだと、複数で対応をするとかそういう答弁があったと思うんですが、そのときにそういう状況にはなってなかつたもんですから、あれなんですかと1人で対応させられて、1人で対応しているのかなと思ったんですが、このあたりは何か

状況をつかんでらっしゃるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

議員がおっしゃられたとおり基本的には何かしらトラブルがあったときっていうのは、複数人で対応というのがこれが原則でございます。ですので、今回ご覧になられた事例っていうのが、たまたま人がいなかつたのか。ちょっと私の方も細かいところまでは承知をしておりませんが、原則はもう複数人対応っていうところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そこで私もちょっと考えたんですが、なかなかその決まりは決まってても、そうはないケースっていうのはあると思うんです。例えば部課長会議が開催されていて、年配のちょっとはつきり言えるような上司の方がたまたまそのときにいないとか、そして、対応できたのがもう若手の職員とあと会計年度の若い職員しかいなくて、なかなか対応ができなかつたというようなこともあり得ると思うんですよ。やっぱりそういったときの第2次体制みたいな、消防じゃないけども、2次出動じゃないけども、例えばそういう声が聞こえてきたときには、隣の課からも応援に行って、どうしましたというふうなことをやるとかですね。ぜひ今後検討していく中で、そういう部課長がいないとか。上司がいないときにはどういう対応をしなければならないというどこまで含めて対応を検討していただきたいと思いますが、この辺りは検討していただけますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

まさに先ほど申し上げたとおり今から各事例等々を皆さんにフィードバックしていく中で、やっぱり今言われたような事例というのは、やっぱり出てくると思うんですね。ですので、そういうときにはどう対応するっていうのもやっぱりみんなで考えながら、よりよい形を持っていければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうですね。あらかた準備してた質問、答弁で理解をいたしましたが、今後、対応をしっかりと検討をしていくということですので、理解をいたします。ただ一言ですね、あくまでも私も今回こういう質問をしましたけれども、窓口に来られる住民というのは、やっぱり忘れてはいけないのがやっぱり主権者、住民の方々というのは、やっぱり主権者だということで、私は一定毅然とした対応は必要ではあるけれども、かといって、今

度、役場の方が逆に威圧的っていうか、それとか例えれば取り締まるような条例をつくるとか、ちょっとそれは私は行き過ぎだと思うので、ぜひそういう何ていうかな。住民を取り締まるとか、ちょっと住民が役場って怖いねと思うような職場環境にはならん。ちょっと相矛盾するようなことかもしれませんけれども、非常にじやあ具体的にって言わると難しいんですけども、やっぱり私が言いたいのは、やっぱり職員にもきちっとした人権があると。職員の人権も守らないといけないし、住民の人権も守らないといけない。そこを基本とした対等なというかね。別に上下関係じゃないと思う。対等な人間関係としての対応ができるような、そういう仕組みをぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

私も冒頭研修を先にやってるというお話をしたんですが、まさにそういったところも危惧をしておりまして、やはりしっかりとした認識理解っていうのがないと、一方的にもう何でもかんでもカスハラじゃないかってなってしまいかねないので、そこはちゃんとした理解を職員にしていただきたいという思いがあります。それと今高齢化社会の中で、やはり年配の方が役場を訪れるというケースもあろうかと思います。ですので、ちょっと耳が遠い方が、ついつい大声がでてしまうとか、あるいはちょっとこう認知症にかかるてる方が来庁されて、ちょっと性格的に怒りっぽくなってるとか、頑固になつてるとか、いろんな状況があろうかと思います。そういったところも踏まえて、私たちも理不尽なものに対しては毅然とした態度をとりたいと思うんですが、やはり相手の状況というのもしっかりと把握しながら柔軟な対応というのを心がけていければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今後ですね。ぜひその辺りを検討していただきたいというふうなことで。今度教育の方の問題での再質問をさせていただきたいと思いますけれども、まず学力テストの結果としては、もう毎年あまり私も全国的なものと比較してうんぬんというのは、どうなかなと思っておりまして。というのが、各地域地域で全国のね、やっぱりそれなりの地域地域の成り立ちがあつたりとか、例えば長与町みたいにサラリーマン世帯がだーっと来て居住してる方もあるれば、そうじゃないいろんな事情がある地域とかもあるので、それをおしなべてその中でどのくらいの順位だというのは、あまり私は意味がないというか。そこじゃなくて本町の、逆に本町の中でのこの間の状況がどうなのかというので、ちょっとお伺いしたいのが、学力テストで非常に当然本町の子どもたちは全体的に頑張っている。それはもうやっぱり子どもたちも頑張ってるし、先生たちもすごく努力され

てるのも一定私も知っていますし、それから家庭も非常に頑張ってるということは理解をしております。それで、この正答率の推移が一定例えれば4年、5年の間で、どういう状況なのか。おしなべて同じぐらいなのか。上昇傾向か、下降傾向かとか、その辺りの推移のあらかたの傾向がもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

全国学力学習状況調査ももう行われてから10年近くたちますけれども、本町の結果としましては、全て長崎県の平均および全国の平均を超えてる状況が初回から今年度に至るまで続いております。これにつきましては、議員がご指摘のとおり子どもたちの頑張り、教職員の頑張り、家庭のご支援等々の成果だと考えておるところでございます。その推移につきましては、全国学力学習状況調査の調査の部分が標準化されておりませんので、年によって難易度が異なりますから正確に下がってる上がってるっていうところの傾向が示すことが難しい調査ですが、全国平均を毎年5ポイント以上は超えている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それから冒頭の答弁の中で課題点ですかね。まだやっぱり課題点は多いとおっしゃっていましたけれども、そこでちょっと具体的に私もよく分からなかつたのは、主語とするうんぬんかんぬんということをおっしゃったんですかね。ここの部分は、ちょっと私もよく理解ができなかつたので、ちょっと素人でありますので、ちょっととかみ碎いた形で、この主語としてうんぬんというところを説明をいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在、本町ですけれども、全国的に授業の転換、授業改善を進めております。そこで、これまででは教師がやはり子どもたち、学習者に教え授ける、知識を伝達するといった授業から、学習者である子どもたちを主語した授業、子どもが問い合わせを立てる、子どもが自ら思考する、子どもたちがお互いに意見を交わす、そういう場面や狙いをもって授業を転換していきましょうというところが、子どもを主語とした個別最適な学びというところを、今本町ではそこを切り口に授業改善を進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

これも冒頭の答弁、壇上での答弁の中であったかと思うんですけども、本町として

こういった思考力、判断力、表現力を磨いていくためのことが重要だというところは、非常に認識は一致してると思うんですけども、これをやっぱり本町は比較的やっぱり頑張っているという状況もありますが、これはやっぱりどういった努力の結果なのかというところは分かる、お示していただければなと思います。本町の例えれば何らか独自の努力があつてるとか。このあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

今年度の学力テストで見えた思考力を要する問題に伸び代があるっていうところは、今年度だけではなくて、ここ数年続いている課題でございます。ですので、授業改善におきまして今年度も力を入れております各活動であるとか、ペアで話したりグループで話したりっていうようなアウトプットをする取り組みを入れております。そうすることで子どもたちは自然に思考を働かせますので、そういった時間を大切にした授業改善を進めております。しかし、この方法につきましては、特別な方法ではなく全国いろんな学校でも取り組まれておりますので、本町独自というものではございませんが、力を入れているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私もこの教育の方は専門家でもありませんのでちょっと伺いたいんですが、思考力、判断力、表現力というのが言われてますけれども、表現力というのはいわゆるアウトプットですよね。ものに書いたり、あとは口頭で説明したり、そういうのが表現力だと思うんですが、この表現力というのの源は私、思考力があってからだと思うんですけれども、このアウトプットを力を入れることが大事だというのは、ちょっと何ていうかな。思考力が育っているのか、それともアウトプットの力が弱いのかって、この辺りがちょっと私がよく分からんんですが、その辺りどのようなご見解でいらっしゃるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

表現力、それから思考力っていうものは、連動しているものと考えております。思考したことで表現ができ、また、表現を聞き合うことで、あつ自分の思考にまたつけ加えをしたり、ちょっと改善をしたりというようなことで、表現をすることで志向が高まり、志向が高まることで表現力も高まると思っておりますので、アウトプットに力を入れているところでございます。インプットだけで終わると、やはり学びっていうのは忘却曲線のように失われていくんですが、活用することでより学びが進化していくものと考え

ております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

連携してるという、脳内のですね。連携してるということでよく分かりました。それと例えば一つ例を挙げますけれども、判断力についてなんですが、例えばAという生徒とBという生徒がそれぞれ違う判断を下したという場合に、どちらが正しいとか間違えっていうのは、一概に言えない場合っていうのはよくありますよね。そして、それを評価するときに、今度先生たちも非常に困るというか、難しい問題じゃないかと。どちらもそれそれぞれ言い分があるよねというときの、この定量的、また数値的な評価の在り方というのは、やっぱり課題、教育の中での課題なのかなという気もするんですが、このあたりは教育委員会としては、各学校とどのように協議したりとか、考え方を共有したりされていらっしゃるのかですね。お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員が今ご心配の各学校、全町的に共通がされてるのかっていうところのご心配だったかと思うんですが、実際数値で測りにくい思考力、判断力、表現力等の評価につきましては、やはり指導者側の教師の評価のずれがやっぱり若干ございます。しかし、そのずれがないようにしていかないといけませんので、評価基準表、教育長答弁にもありましたように、評価基準表ルーブリック表的なものを今後作っていかないといけないかなと考えておるところでございます。また、そういったルーブリック表には、その時間のその単元でのこういう姿を目指すっていうところがございますので、それを子どもたちと教員が共有することで、子どもたちもそれに向けて頑張れるような明確なゴールが見えてきますので、子どもたちにとっても教師にとってもより良いものになるのかなと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今のは評価が果たしていいものなのかっていうふうな、ちょっと私としての思いがありまして。何ていうかな、例えばAという人が下した判断とBという子どもが下した判断が、先生の主観でAの方が正しい。でもそれが本当に正しいのかというのは、ちょっとなかなか言えない事例、内申の問題に関わりますですたいね。ですからちょっとそこを懸念したわけでありますので、必ずしもこう判断しないといけないよという基準をつくればいいというもんじやないような気もするんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

総合的な学習の時間において扱う学習におきまして、答えが明確にならないものという題材がございます。その場合Aという答えがあつたり、Bという答えがあつたり、出てくる場合がございます。それについてAの方が正しいとか、Bの方が正しいというようなことは、それを選択するようだとかということは行っておりません。例えばすけど、学級活動等での話し合いで2つ子どもたち同士で遊びの中身を決めるというときに、Aという遊びとBという遊びがあつたときに、じゃあどちらをするっていうようなときには、どちらかを選んでどちらかをしないとなると、やはり子どもたちの中には不満等々もたまりますので、じゃあ2回遊ぶ時間をつくればいいんじゃないとかっていうような折り合いをつける合意形成を図る取り組みは今力を入れているところでございますが、どちらかを選んでどちらかを削除するといったような学びはいたしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

よく理解できました。それからもう1点、ちょっと最後の質問になろうかと思いますけれども、一つ気になるのが当然子どもたちの学力状況はどうなのかということを先生方が評価をするわけでありますけれども、そのときの評価の在り方がちょっと私が聞きたいなと思ってたのは、クラス全体の中の状況の中で、各クラスの中でどういうところにいるのかっていう評価のやり方もあると思いますし、またもう一つ、この子どもは前回ここまでできたけど、今回頑張ったけどあまり伸びなかつた。あるいは今回は頑張ってちょっとといいますか、伸びたという場合に、どういう判断、評価をされるのかですね。例えば通知表になるのかよく分かりませんけれども、分かりますよね。言ってる意味。どのような形で評価というのは、あるべきだと考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がご心配のところが到達度に達している形でないかであるとか、個別、子どもたちには個人差がございますので、その子なりに伸びた点がございます。それぞれどちらとも今行っているところでございます。もちろん到達度まで上げてあげたい。でも、Aというお子さんは、少し苦手な部分があるからなかなかそここの来れないけれども、昨日より頑張ってたよねっていうところは、われわれは認めていきたいと考えておるところでございます。通知表というまとめた診断的な評価もございますが、そのときそのときの子どもたちの姿を見取り、これを形成的評価というんですが、そのときに指導に変え評価と指導の一体化を図っているところでございます。ですので、授業中は、それぞ

れ個人差に対応した見取りをし、それぞれに声かけをしたり、見守りをしたり、別の対応を考えたりっていうような評価と指導の一体化を図っております。また、学習の到達度で今どのくらいの状況なのかっていうところも見取って、両面からの評価を考えて行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。私が質問したかったこのあふれる情報化の中で子どもたちにどういう力をつけてもらいたいかという点では、ほぼほぼ認識は変わらなかった。やはり同じような問題意識を持って、それに対する課題解決をですね。力を付けさせてやる。やらないといけないという点では、もう全くそのとおり。私も同じ思いであったので、特に質疑もありません。また、いろんな私なりに考えていたことについても、あらかた教育委員会または学校教育の中での考え方なりを理解をいたしました。ぜひ何て言いますかね。そういうふた今からの世の中で、やっぱり長与で、しっかり長与で頑張ってよかったですと、大人になって思えるようなそういう子どもたちを育てていくために、ぜひ力を尽くして、今後とも力を尽くしていただきたいということを申し上げまして私の質問を終わります。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

（散会 16時03分）